

第 1 9 回 「 エ ネ ル ギ ー 政 策 検 討 会 」

「 地 域 振 興 に つ い て 」

～ 財 政 面 か ら 見 た 電 源 立 地 地 域 ～

平 成 1 4 年 7 月 2 2 日

目 次

資 料	頁	資 料	頁
1 発電所が地域に与える影響について		2 電源三法交付金制度について	
発電所の建設が地元にもたらす影響について	1	電源三法交付金制度の概要	11
原子力発電所がもたらす財源効果(パンフレット抜粋)	2	電源三法交付金制度成立の時代背景(昭和40年代後半のエネルギーをめぐる情勢)	13
福島第一原子力発電所(1～6号機)の建設に伴う地元への波及効果(実績)	3	「電源三法」の成立	14
電源立地地域の歳入構造	4	国会審議における主な発言	16
主な歳入内訳の推移(広野町)	5	電源三法交付金制度の変遷	19
主な歳入内訳の推移(楢葉町)	6	電源三法交付金制度の主な変更事項	21
主な歳入内訳の推移(富岡町)	7	立地5町における公共施設の整備状況(平成12年度末現在)	22
主な歳入内訳の推移(大熊町)	8	立地5町における電源立地促進対策交付金の使用実績(昭和49年度～平成12年度)	23
主な歳入内訳の推移(双葉町)	9	電源開発促進対策特別会計の推移(決算額)	24
国庫支出金に占める電源三法交付金の割合(平成12年度実績)	10	電源開発促進対策特別会計の概要(平成14年度)	25
		電源三法交付金制度を巡る検討会講師等の意見	26
		電源三法成立後に計画が決定された原子力発電所の状況	28

資 料	頁	資 料	頁
3 電源立地地域と発電所について			
電源立地地域における発電所の影響	30		
福島県内の原子力発電所	32		
参考 発電所の廃止（廃炉）について	33		
事例検証 国策による特定産業の推進と立地地域の変化	34		
ある炭鉱都市（A市）の例	35		

1 発電所が地域に与える影響について

発電所の建設が地元にもたらす影響について

135万kWの原子力発電所1基の建設費は一般的に4,500億円と言われ、設置に伴う固定資産税、電源三法による各種交付金等は10年間で910億円と推計されている。原子力発電所が建設される市町村等には、様々な財源効果をもたらされる。

(資源エネルギー庁パンフレットより)

地方公共団体の財政に与える影響

財政状況を示す一般的な指標により発電所立地5町と県内町村平均とを比較した結果は以下のとおり。

(平成12年度)

	発電所立地5町平均 (3)	県内町村平均
経常収支比率(1)	68.7%	75.2%
財政力指数(2)	1.10	0.36

- 1 経常一般財源(地方税等)の経常経費(人件費等)への充当割合。比率が低いほど、財政構造が弾力性に富む。
- 2 財政力指数とは、基準財政収入額/基準財政需要額により計算した当該年度前3カ年分の合算の1/3の数値のこと。財政力指数が1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされている。
- 3 広野、楢葉、富岡、大熊、双葉の5町

【作成：福島県エネルギー政策検討会】

【出所：福島県市町村財政年報】

【出所：資源エネルギー庁資料】

原子力発電所が建設される市町村等には、 様々な財源効果をもたらされます。

出力135万kWの原子力発電所が建設された場合のその立地市町村等にもたらされる各種交付金や固定資産税についてモデルケースを用いて試算した結果を示します。

また、発電所立地によるメリットは、このモデルケースにあげられた交付金以外にも各種交付金や補助金が活用できるほか、建設工事等による経済波及効果も見込まれます。

電源立地等初期対策交付金	約52億円
電源立地促進対策交付金	約142億円
電源立地特別交付金 [原子力発電施設等周辺地域交付金等] 約241億円 [電力移出県等交付金等] 約110億円	約351億円
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金	約20億円
固定資産税	約347億円

モデルケース

出力135万kWの原子力発電所の立地にもたらされる財源効果の試算
(運転開始まで10年間～運転開始翌年度から10年間)
建設費 4,500億円 建設期間 7年間

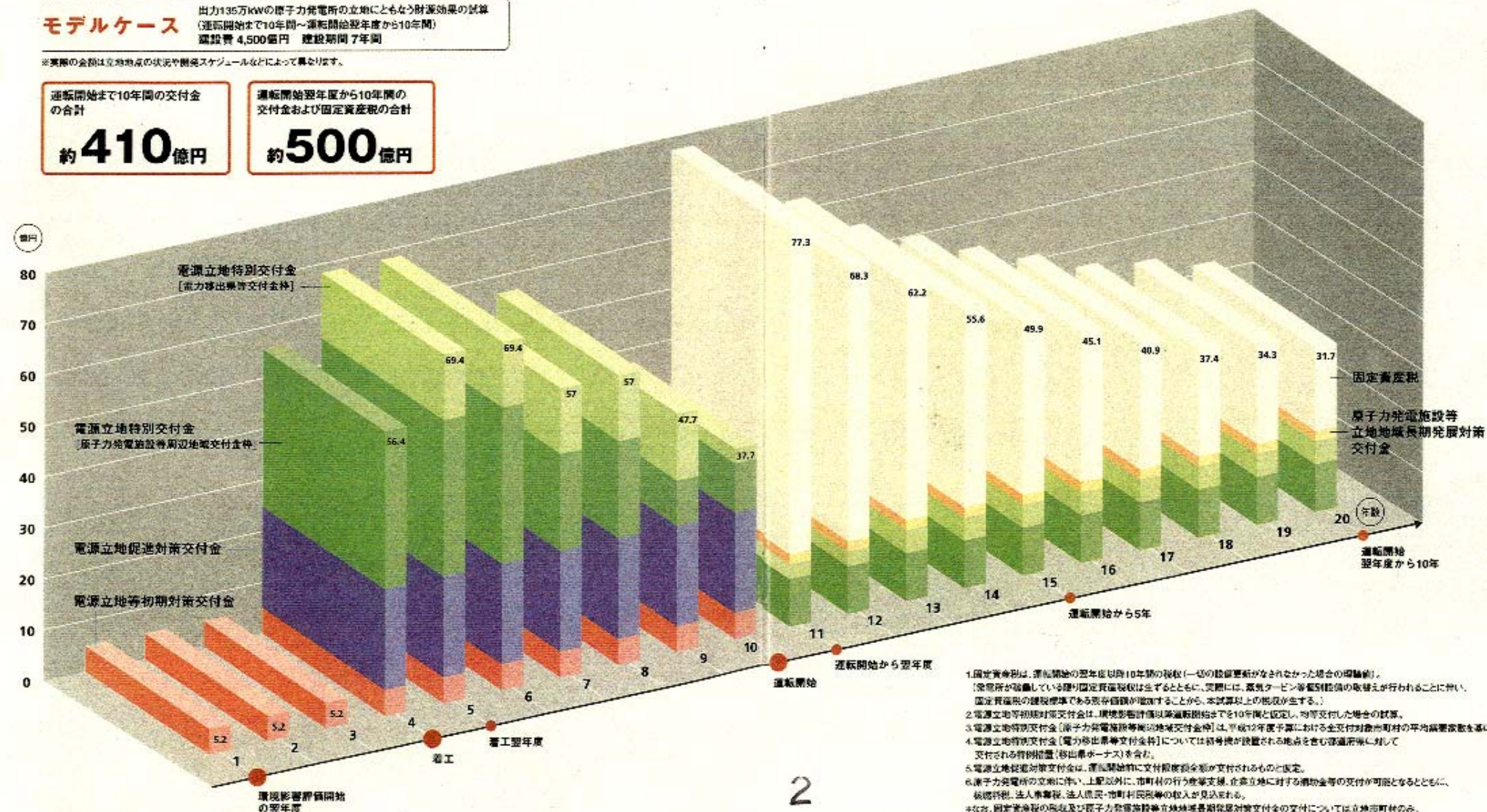
※実際の金額は立地地域の状況や開発スケジュールなどによって異なります。

運転開始まで10年間の交付金の合計

約**410**億円

運転開始翌年度から10年間の交付金および固定資産税の合計

約**500**億円



1. 固定資産税は、運転開始の翌年度以降10年間の徴収（一部の設備更新がなされた場合の増徴除く）。（発電所が稼働している限り固定資産税額は生ずるとともに、実際には、蒸気タービン等個別設備の取替えが行われることに伴い、固定資産税の課税標準である原価価額が増加することから、本試算以上の税収が生ずる。）
2. 電源立地等初期対策交付金は、環境影響評価（運転開始前）まで10年間と仮定し、同等交付した場合の試算。
3. 電源立地特別交付金（原子力発電施設等周辺地域交付金等）は、平成12年度予算における全交付対象市町村の平均需要係数を基に試算。
4. 電源立地特別交付金（電力移出県等交付金等）については新設機が建設される地点を含む運送距離に対して交付される特別措置（移出ボーナス）を含む。
5. 電源立地促進対策交付金は、運転開始前に交付総額全部が交付されるものと仮定。
6. 原子力発電所の立地に伴い、上記以外に、市町村の行う産業支援、企業立地に対する補助金等の交付が可能となるとともに、後継付税、法人事業税、法人住民税・市町村民税等の収入が見込まれる。

※なお、固定資産税の徴収及び原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金の交付については立地市町村のみ。

1 発電所が地域に与える影響について

福島第一原子力発電所(1～6号機)の建設に伴う地元への波及効果(実績)

福島第一原発での昭和56年までの累積資金投下額は5,123億5,400万円であった。そのうち、発電所建設関係が98.8%を占め、残りは電力会社や地方自治体の地域関連事業と電源三法交付金による事業であった。

以下の表は、総投下資金のうち、地元への波及効果が全く期待されない電気機械工事費約3883億円(うち5%は関連費として含む)を除いて、運転中の租税約552億円(昭和56年度まで)を加えたものである。

(単位:百万円)

	地元へ						県外へ		計	
	町内へ	%	県内へ	%	小計	%		%		
電力会社からの直接的支出	用地取得費	472	84.7	0	0.0	472	84.7	85	15.3	557
	各種補償費(漁業権、鉱業権、ダム)	72	42.6	85	50.3	157	92.9	12	7.1	169
	社員及び常用給与	7,404	36.5	11,270	55.5	18,674	92.0	1,624	8.0	20,298
	事務資材費	416	33.8	816	66.2	1,232	100.0	0	0.0	1,232
	地域関連事業の非工事的支出	31	100.0	0	0.0	31	100.0	0	0.0	31
	租税	15,763	28.5	39,525	71.5	55,288	100.0	0	0.0	55,288
	小計	24,158	31.1	51,696	66.6	75,854	97.8	1,721	2.2	77,575
元請工事業者からの支出	建設基地代金	90	100.0	0	0.0	90	100.0	0	0.0	90
	給与・労賃	10,819	61.2	5,455	30.8	16,274	92.0	1,415	8.0	17,689
	資材費	4,987	15.4	7,667	23.7	12,654	39.2	19,640	60.8	32,294
	下請発注費	227	1.0	4,533	19.6	4,760	20.6	18,310	79.4	23,070
	租税	448	26.3	1,255	73.7	1,703	100.0	0	0.0	1,703
	その他支出	277	0.6	2,715	5.9	2,992	6.5	43,344	93.5	46,336
	小計	16,848	13.9	21,625	17.8	38,473	31.7	82,709	68.3	121,182
合計	41,006	20.6	73,321	36.9	114,327	57.5	84,430	42.5	198,757	

・町内は大熊町、双葉町の2町をさす。

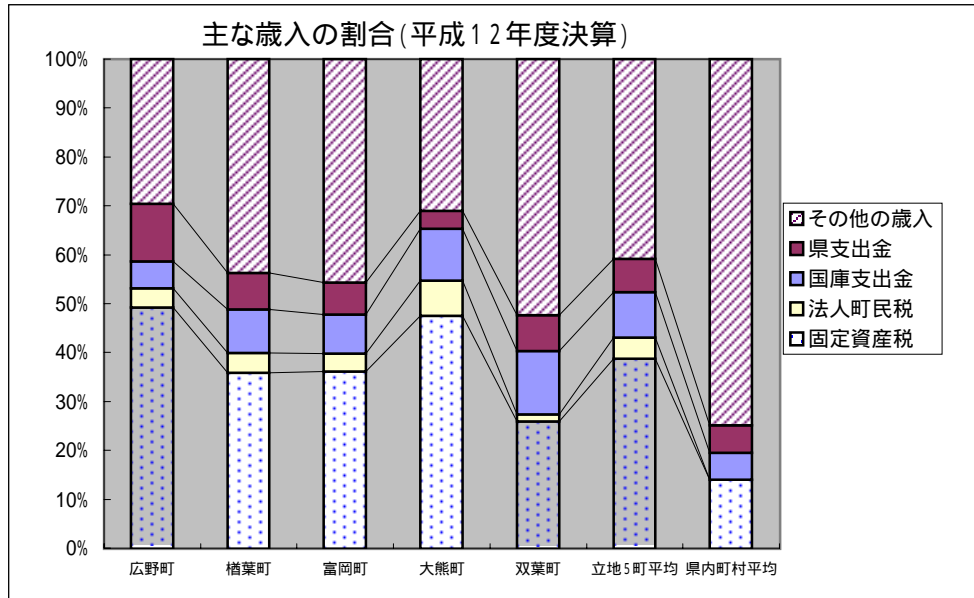
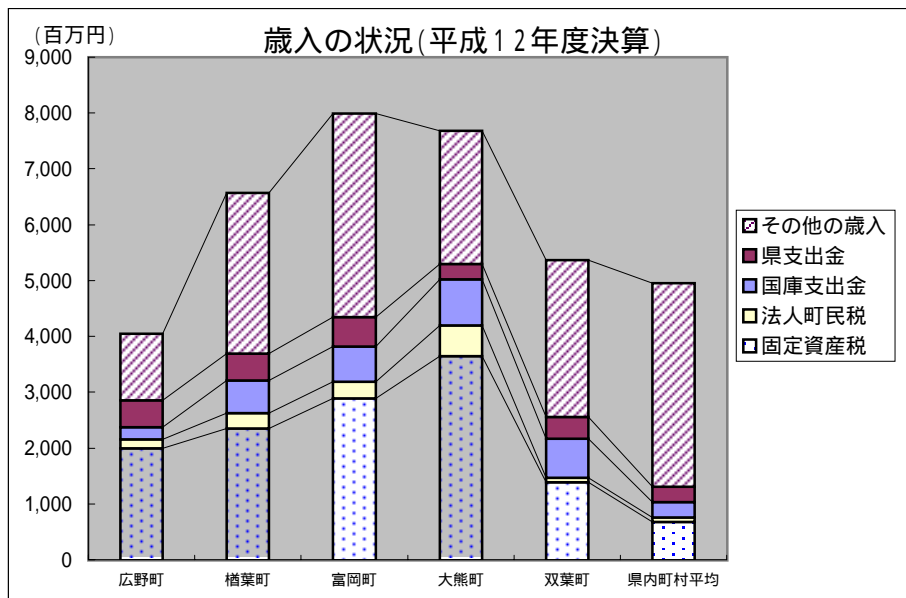
・福島第一原子力発電所は、昭和42年から54年までの間に6基の原子炉が建設された。

【作成:福島県エネルギー政策検討会】

【出所:日本原子力産業会議「地域社会と原子力発電所 立地地域懇談会地域調査専門委員会報告書」昭和59年2月】

1 発電所が地域に与える影響について

電源立地地域の歳入構造



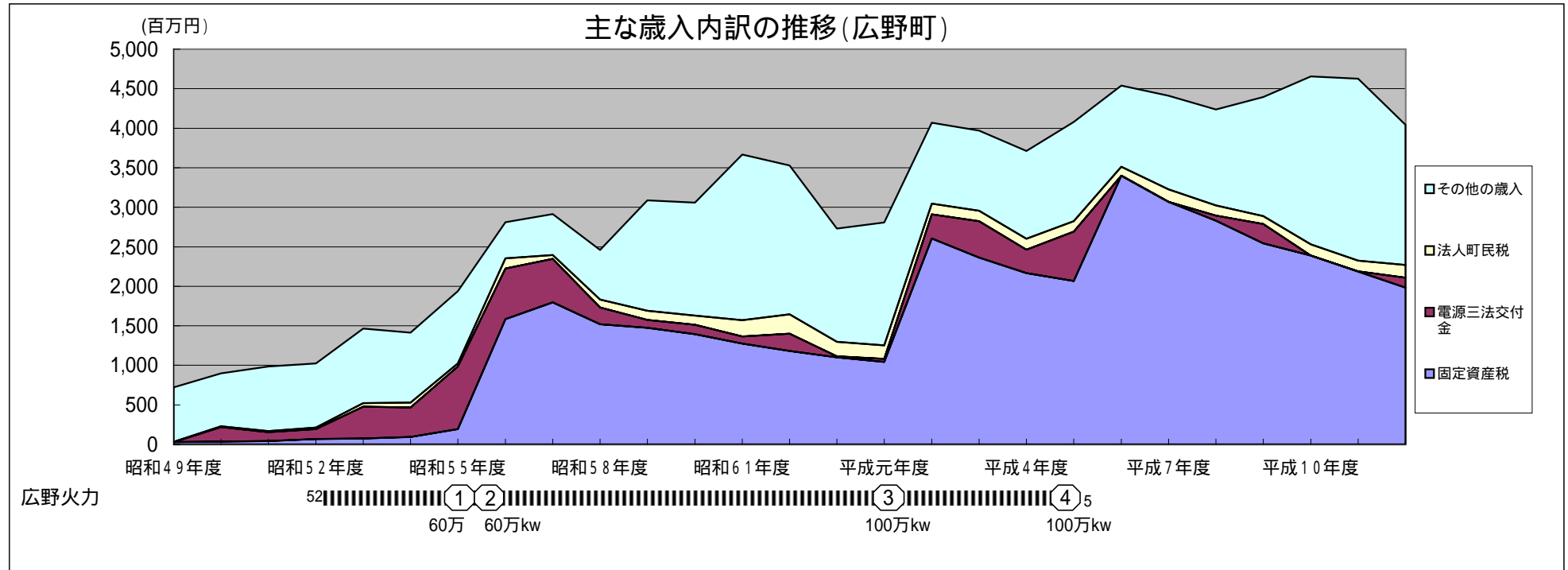
(単位:百万円)

	歳入総額	国庫支出金	構成比	県支出金	構成比	法人町民税	構成比	固定資産税	構成比	その他の歳入	構成比
広野町	4,044	217	5.4%	481	11.9%	161	4.0%	1,991	49.2%	1,194	29.5%
楢葉町	6,570	580	8.8%	489	7.4%	272	4.1%	2,353	35.8%	2,876	43.8%
富岡町	7,997	634	7.9%	527	6.6%	293	3.7%	2,889	36.1%	3,654	45.7%
大熊町	7,680	819	10.7%	277	3.6%	553	7.2%	3,647	47.5%	2,384	31.0%
双葉町	5,362		13.0%	391	7.3%	79	1.5%	1,387	25.9%	2,809	52.4%
立地5町平均	6,331	589	9.3%	433	6.8%	271	4.3%	2,453	38.8%	2,583	40.8%
県内町村平均	4,873	267	5.5%	275	5.6%	80	1.6%	681	14.0%	3,650	74.9%

立地5町の歳入においては、固定資産税の占める割合が大きいことに加え、法人町民税、国庫支出金の割合も高い。

【作成:福島県エネルギー政策検討会】
【出所:市町村財政年報】

1 発電所が地域に与える影響について



(単位:百万円)

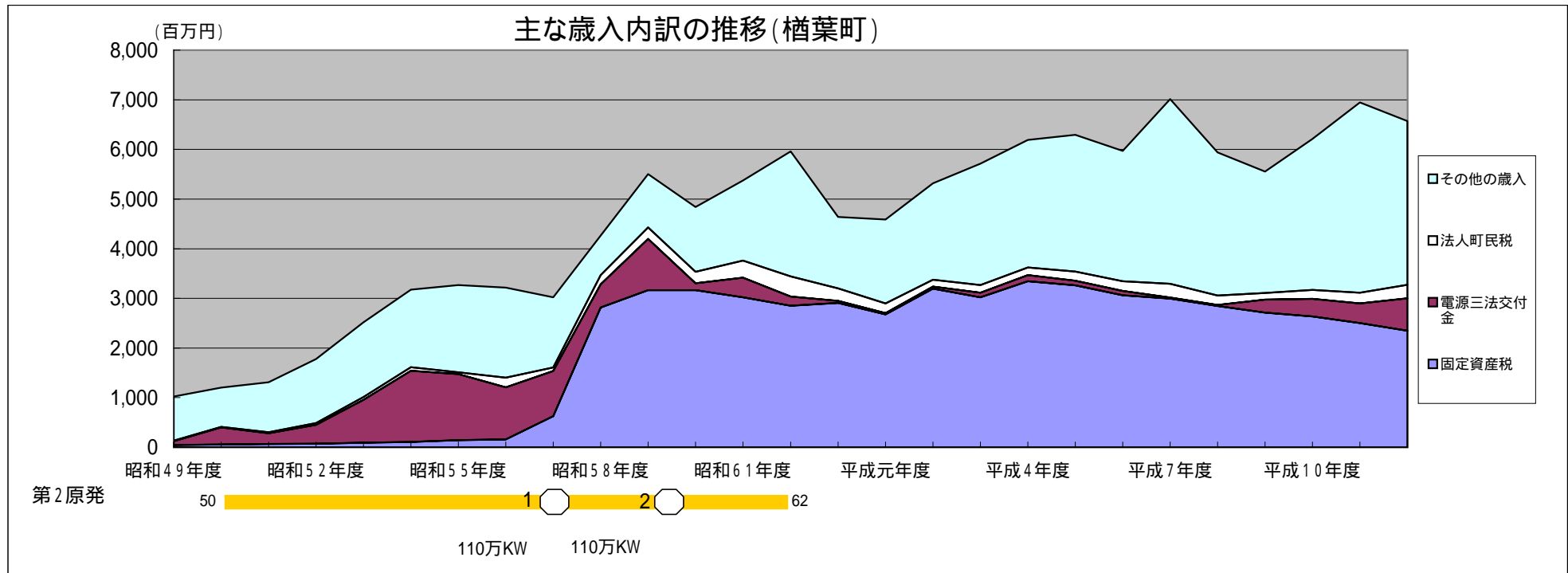
	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
その他の歳入	687	670	816	812	943	885	915	458	520	628	1,399	1,427	2,096	1,884
法人町民税	5	10	13	19	45	60	39	129	48	99	114	117	208	247
電源三法交付金	0	184	113	126	402	374	794	640	550	213	102	121	90	219
固定資産税	29	35	42	68	74	93	192	1,585	1,797	1,521	1,474	1,392	1,274	1,181
歳入総額	720	899	984	1,025	1,464	1,412	1,939	2,812	2,915	2,461	3,089	3,058	3,667	3,530

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
その他の歳入	1,431	1,554	1,022	1,012	1,108	1,255	1,027	1,186	1,211	1,506	2,126	2,304	1,776
法人町民税	183	170	137	132	140	130	112	158	131	98	139	136	161
電源三法交付金	13	41	305	461	295	625	1	1	64	245	1	1	126
固定資産税	1,102	1,042	2,605	2,364	2,167	2,068	3,399	3,067	2,829	2,545	2,390	2,187	1,982
歳入総額	2,729	2,808	4,069	3,968	3,711	4,078	4,538	4,412	4,235	4,394	4,655	4,627	4,044

電源三法交付金の昭和49年度から昭和54年度までは、県地域づくり推進室の資料を用いた。
その他の歳入は、歳入総額から上記の3税目を除いたものである。

【作成: 福島県エネルギー政策検討会】
【出所: 市町村財政年報】
【出所: 県地域づくり推進室資料】

1 発電所が地域に与える影響について



(単位:百万円)

	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
その他の歳入	892	791	1,008	1,290	1,507	1,562	1,757	1,816	1,411	792	1,072	1,305	1,614	2,516
法人町民税	9	15	22	35	59	72	36	194	75	189	232	233	346	403
電源三法交付金	78	343	214	377	862	1,435	1,330	1,045	906	465	1,032	138	393	188
固定資産税	46	55	66	74	91	107	146	162	629	2,817	3,164	3,165	3,023	2,851
歳入総額	1,025	1,204	1,311	1,776	2,518	3,176	3,269	3,217	3,021	4,263	5,500	4,841	5,375	5,959

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
その他の歳入	1,440	1,689	1,942	2,446	2,571	2,755	2,625	3,719	2,885	2,444	3,042	3,837	3,295
法人町民税	251	197	138	154	151	184	194	277	192	134	178	216	272
電源三法交付金	42	21	40	94	127	89	89	20	20	261	353	394	655
固定資産税	2,907	2,679	3,196	3,019	3,343	3,265	3,060	2,994	2,845	2,715	2,637	2,503	2,348
歳入総額	4,640	4,586	5,315	5,713	6,192	6,293	5,968	7,011	5,942	5,553	6,211	6,949	6,570

電源三法交付金の昭和49年度から昭和54年度までは、県地域づくり推進室の資料を用いた。

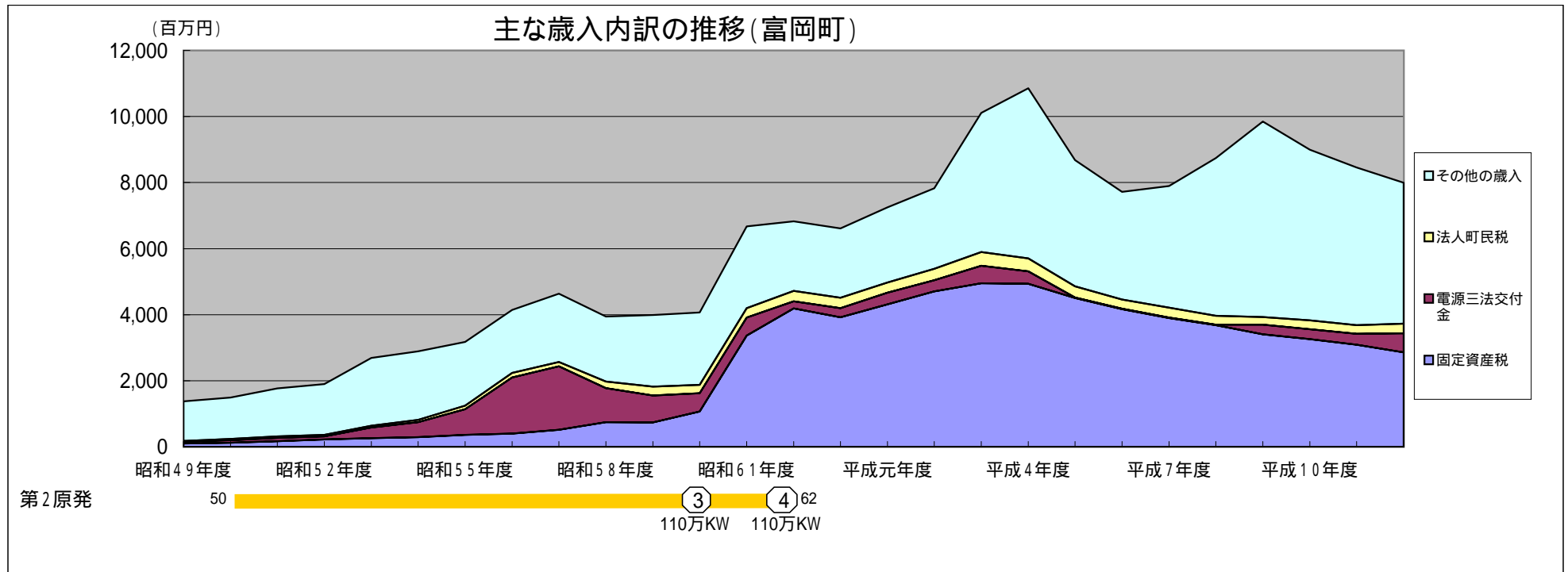
その他の歳入は、歳入総額から上記の3税目を除いたものである。

[作成: 福島県エネルギー政策検討会]

[出所: 市町村財政年報]

[出所: 県地域づくり推進室資料]

1 発電所が地域に与える影響について



(単位:百万円)

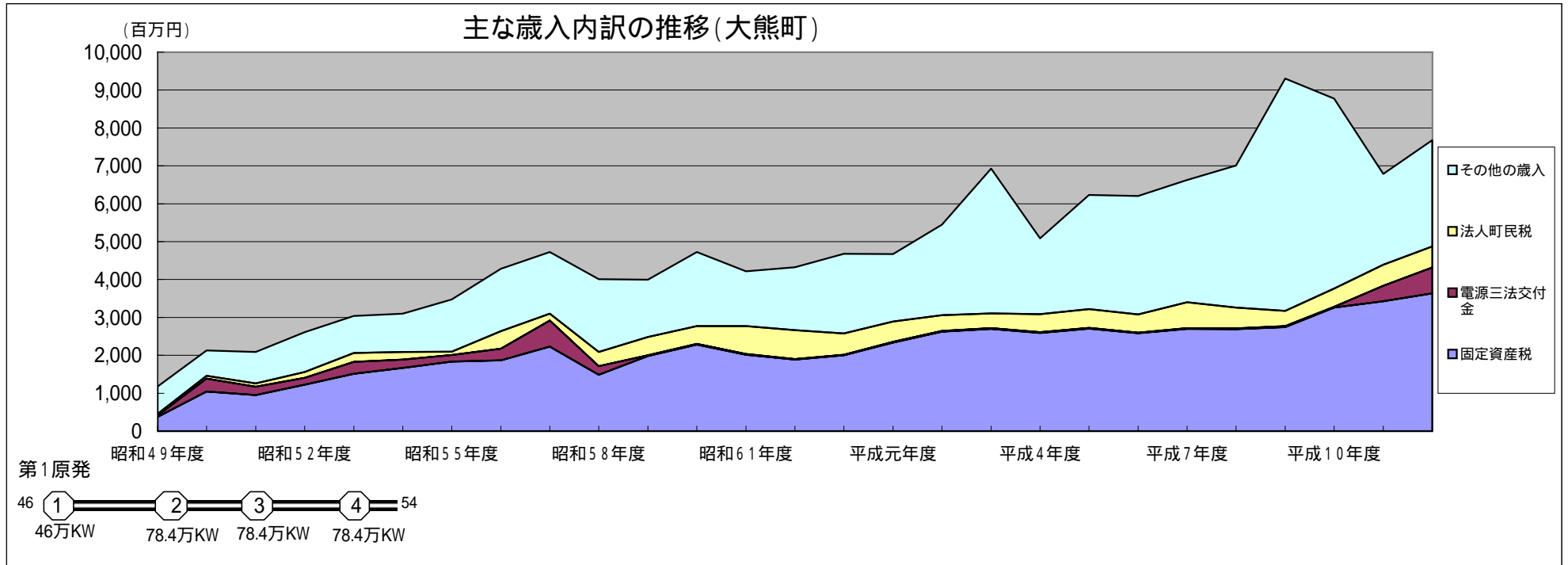
	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
その他の歳入	1,199	1,260	1,450	1,534	2,049	2,074	1,933	1,911	2,069	1,972	2,167	2,190	2,473	2,110
法人町民税	18	38	50	46	61	68	102	138	133	202	268	252	291	311
電源三法交付金	57	77	94	92	318	456	778	1,696	1,921	1,028	809	556	540	218
固定資産税	102	121	173	223	262	293	362	400	514	745	742	1,068	3,369	4,189
歳入総額	1,376	1,495	1,767	1,895	2,690	2,891	3,175	4,145	4,637	3,946	3,986	4,066	6,674	6,827

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
その他の歳入	2,103	2,275	2,434	4,213	5,149	3,819	3,266	3,682	4,774	5,920	5,169	4,774	4,269
法人町民税	310	307	345	410	392	335	274	299	270	233	268	260	293
電源三法交付金	277	356	343	534	378	16	16	16	16	291	304	329	571
固定資産税	3,921	4,309	4,702	4,950	4,935	4,507	4,165	3,895	3,682	3,407	3,256	3,093	2,863
歳入総額	6,611	7,246	7,824	10,106	10,855	8,676	7,722	7,891	8,741	9,851	8,996	8,456	7,997

電源三法交付金の昭和49年度から昭和54年度までは、県地域づくり推進室の資料を用いた。
その他の歳入は、歳入総額から上記の3税目を除いたものである。

【作成:福島県エネルギー政策検討会】
【出所:市町村財政年報】
【出所:県地域づくり推進室資料】

1 発電所が地域に与える影響について



(単位:百万円)

	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
その他の歳入	727	671	833	1,053	977	1,014	1,375	1,644	1,621	1,925	1,514	1,956	1,445	1,660
法人町民税	36	73	85	155	237	196	89	460	183	371	481	470	741	762
電源三法交付金	45	340	217	177	311	224	175	312	689	231	15	15	16	13
固定資産税	373	1,047	953	1,225	1,513	1,667	1,833	1,866	2,230	1,486	1,984	2,284	2,017	1,890
歳入総額	1,180	2,132	2,088	2,611	3,038	3,100	3,473	4,282	4,722	4,013	3,994	4,726	4,219	4,324

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
その他の歳入	2,106	1,778	2,384	3,819	2,000	3,012	3,129	3,228	3,754	6,135	5,011	2,394	2,810
法人町民税	560	536	420	392	477	500	476	683	548	402	480	554	553
電源三法交付金	15	21	21	19	19	19	19	19	19	24	24	407	680
固定資産税	2,000	2,338	2,621	2,697	2,591	2,703	2,581	2,697	2,690	2,747	3,258	3,428	3,638
歳入総額	4,680	4,673	5,446	6,927	5,087	6,234	6,205	6,627	7,010	9,307	8,772	6,784	7,680

電源三法交付金の昭和49年度から昭和54年度までは、県地域づくり推進室の資料を用いた。

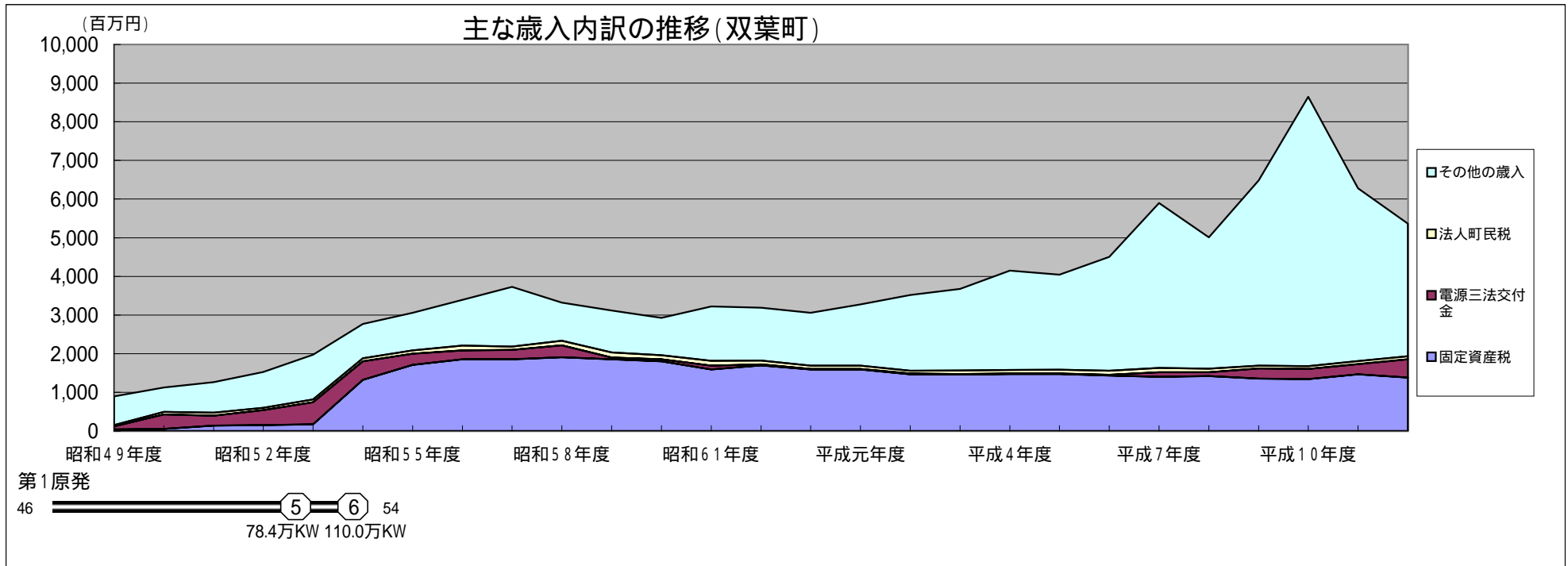
その他の歳入は、歳入総額から上記の3税目を除いたものである。

【作成:福島県エネルギー政策検討会】

【出所:市町村財政年報】

【出所:県地域づくり推進室資料】

1 発電所が地域に与える影響について



(単位:百万円)

	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
その他の歳入	739	629	790	928	1,158	883	975	1,180	1,548	983	1,084	963	1,408	1,364
法人町民税	33	64	77	59	68	81	84	124	85	118	132	104	124	98
電源三法交付金	83	375	260	386	570	480	288	233	238	309	46	56	99	30
固定資産税	37	54	137	154	174	1,322	1,709	1,852	1,857	1,908	1,853	1,800	1,592	1,696
歳入総額	891	1,121	1,264	1,526	1,970	2,766	3,057	3,389	3,728	3,318	3,115	2,923	3,223	3,187

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
その他の歳入	1,368	1,589	1,957	2,108	2,572	2,457	2,942	4,263	3,402	4,798	6,967	4,469	3,430
法人町民税	87	80	77	89	94	96	108	113	92	69	70	79	79
電源三法交付金	13	18	18	16	16	16	16	121	96	263	263	263	471
固定資産税	1,591	1,588	1,466	1,460	1,470	1,473	1,436	1,398	1,421	1,356	1,344	1,468	1,382
歳入総額	3,058	3,276	3,518	3,673	4,152	4,042	4,502	5,895	5,011	6,486	8,644	6,279	5,362

電源三法交付金の昭和49年度から昭和54年度までは、県地域づくり推進室の資料を用いた。

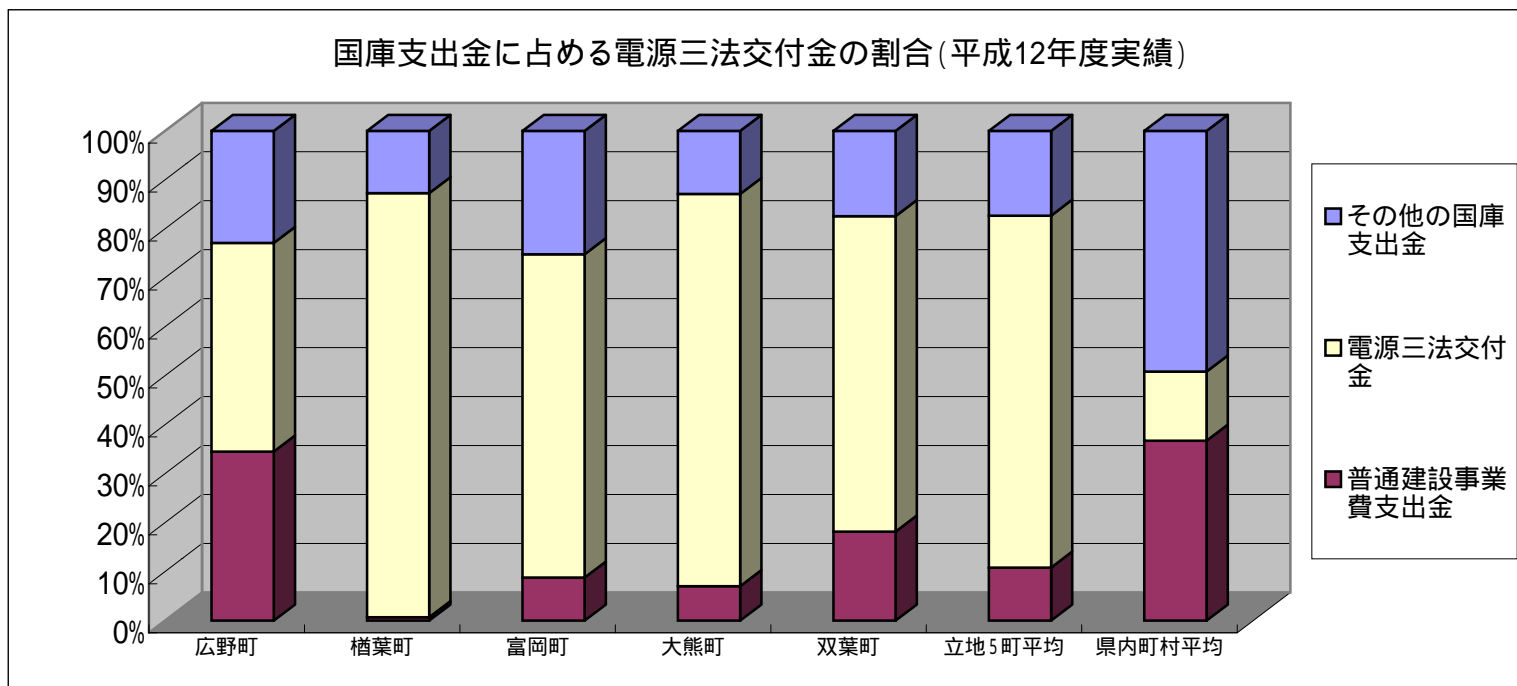
その他の歳入は、歳入総額から上記の3税目を除いたものである。

【作成:福島県エネルギー政策検討会】

【出所:市町村財政年報】

【出所:県地域づくり推進室資料】

1 発電所が地域に与える影響について



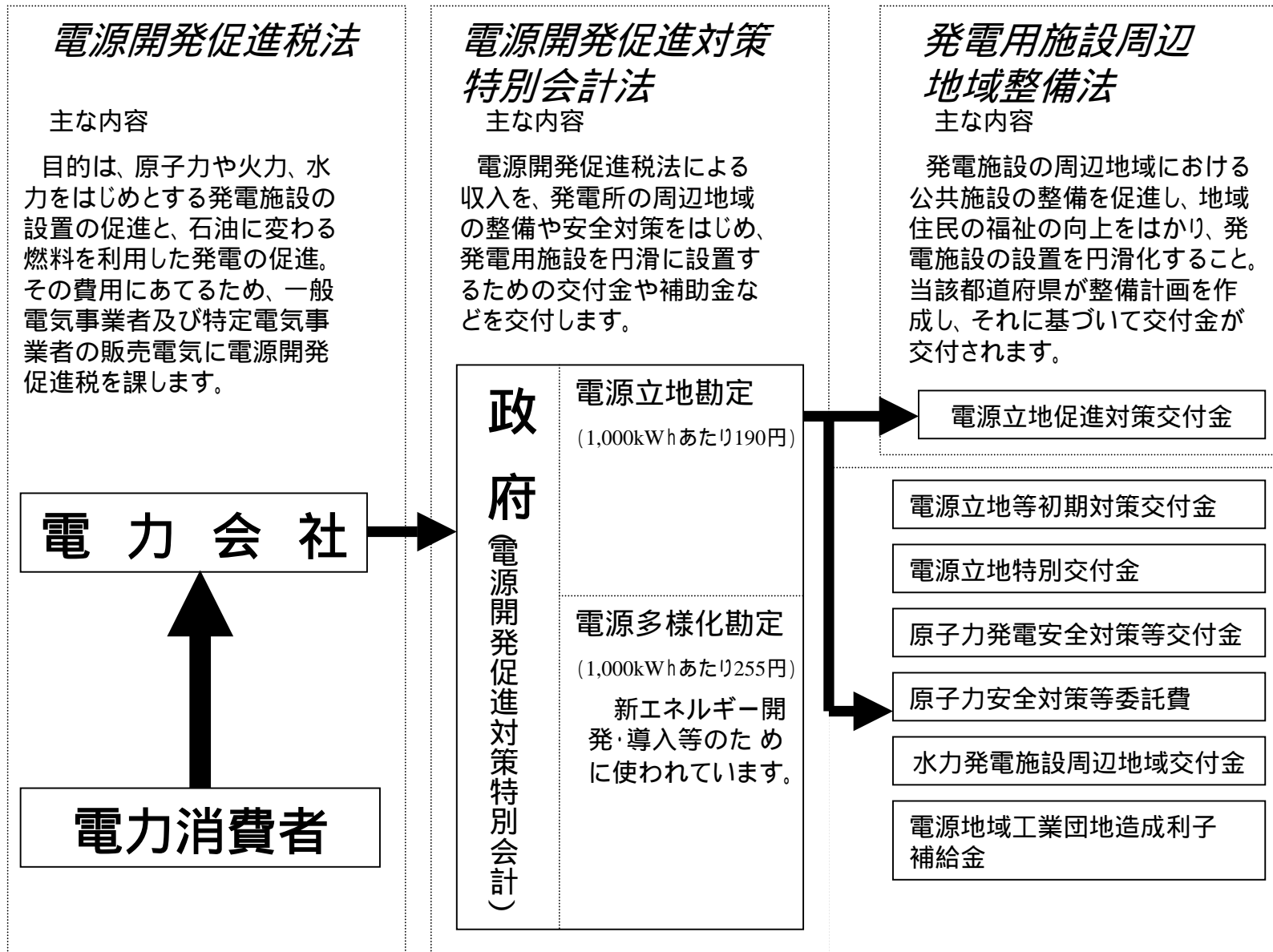
(単位: %)

	その他の国庫支出金	普通建設事業費支出金	電源三法交付金
広野町	22.9%	34.5%	42.6%
榎葉町	12.7%	0.7%	86.6%
富岡町	25.2%	8.8%	66.0%
大熊町	12.9%	7.0%	80.1%
双葉町	17.4%	18.2%	64.4%
立地5町平均	17.3%	10.8%	71.9%
県内町村平均	49.1%	36.7%	14.1%

国庫支出金において、県内町村全体では普通建設事業費支出金が最も大きな割合を占めるが、立地5町においては普通建設事業費支出金の割合が低い代わりに、公共用施設整備を目的とした電源三法交付金の占める割合が高くなっている。

【作成: 福島県エネルギー政策検討会】
【出所: 市町村財政年報】

電源三法交付金制度の概要



2 電源三法交付金制度について

電源開発促進税法(昭和49年6月6日公布)

(課税目的及び課税物件)

第一条 原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置及び石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

(課税標準)

第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業の販売電気の電力量とする。

電源開発促進対策特別会計法(昭和49年6月6日公布)

(設置)

第一条 電源開発促進税法の収入を財源として行う電源立地対策及び電源多様化対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(勘定区分)

第二条の二 この会計は、電源立地勘定及び電源多様化勘定に区分する。

発電用施設周辺地域整備法(昭和49年6月6日公布)

(課税目的及び課税物件)

第一条 この法律は、電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であることをかんがみ、発電用施設の周辺地域における公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

(地点の指定)

第四条 都道府県知事は、…指定された地点が属する市町村の区域及びこれらに隣接する市町村の区域について道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設の整備に関する計画を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。…

(交付金)

第七条 国は、…地方公共団体に対し、整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができる。

2 電源三法交付金制度について

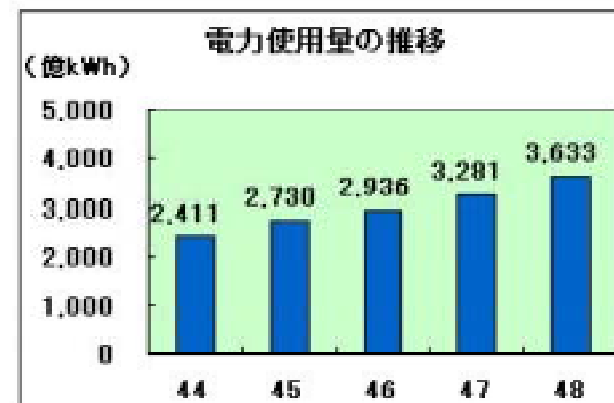
電源三法交付金制度成立の時代背景（昭和40年代後半のエネルギーをめぐる情勢）

増大する電力需要

当時の電力使用量は、対前年度比で毎年10%程度ずつ伸び続けていた。

また、昭和48年度のピーク電力6,697万キロワットに対して、昭和53年度は約1.6倍の1億659万キロワットが想定されていた。

年 度	44	45	46	47	48
使用電力量(億 kWh)	2,411	2,730	2,936	3,281	3,633
対前年度比(%)	-	113	108	112	111



新規電源開発の遅延

電源開発調整審議会で決定された電源開発基本計画に基づく新規電源開発目標の達成率は、昭和47年度においては32%、昭和48年度においては44%に過ぎなかった。

その原因の一つとしては、公害問題、環境問題などに対する住民意識の高まりがあげられる。

エネルギー安定供給の観点から原子力発電に対する期待が高まっている反面、原子力に関する環境、安全問題の関心の高まりに伴う住民運動が活発化し、四国電力(株)伊方発電所、日本原子力発電(株)東海第二発電所については、原子炉設置を許可した内閣総理大臣に対し昭和48年はじめに行政不服審査法に基づく異議の申立てが行なわれた。

また、電気事業者が設置を計画している地点において、地方議会の設置反対決議や設置の賛否を問う住民投票が実施されるなど原子力発電所の立地問題は深刻なものとなっている。
(昭和48年版 原子力白書より)

第一次石油危機

昭和48年10月に勃発した第4次中東戦争を契機として、原油価格が急激に上昇。エネルギー安定供給の観点から、石油依存度の引き下げや、その他の代替エネルギー開発の緊急性が高まる大きな要因となった。

2 電源三法交付金制度について

「電源三法」の成立

このような状況の中で、昭和47年、通商産業省は発電用施設周辺地域整備法案の作成にとりかかり、昭和48年5月の閣議決定を経て第71回国会に提出された。しかし、野党の反対もあって成立には至らず、継続審議として次期国会に引き継がれることとなった。

その後、昭和48年12月、田中角栄総理大臣は参議院予算委員会の場で、電源開発促進のために新税を創設し、抜本的な対策の強化を図る旨の答弁を行った。これを契機として、電源開発促進税法案、電源開発促進対策特別会計法案の策定及び発電用施設周辺地域整備法案の修正が行われた。これらの法案については、昭和49年5月24日に衆議院、6月3日に参議院で可決され、同年10月1日にいわゆる「電源三法」及び政令が施行された。

法案の趣旨説明

法案の趣旨説明では、電源立地が進まない要因として、立地に伴う環境保全問題、立地によるメリットが他の産業より少ないことの2点をあげている。本法案は、上記のうち の要因に対して対策を講じることにより電源立地を円滑化することを目的としており、その手段として、発電所周辺地域の住民福祉の向上に必要な公共用施設の整備を行うこととしている。

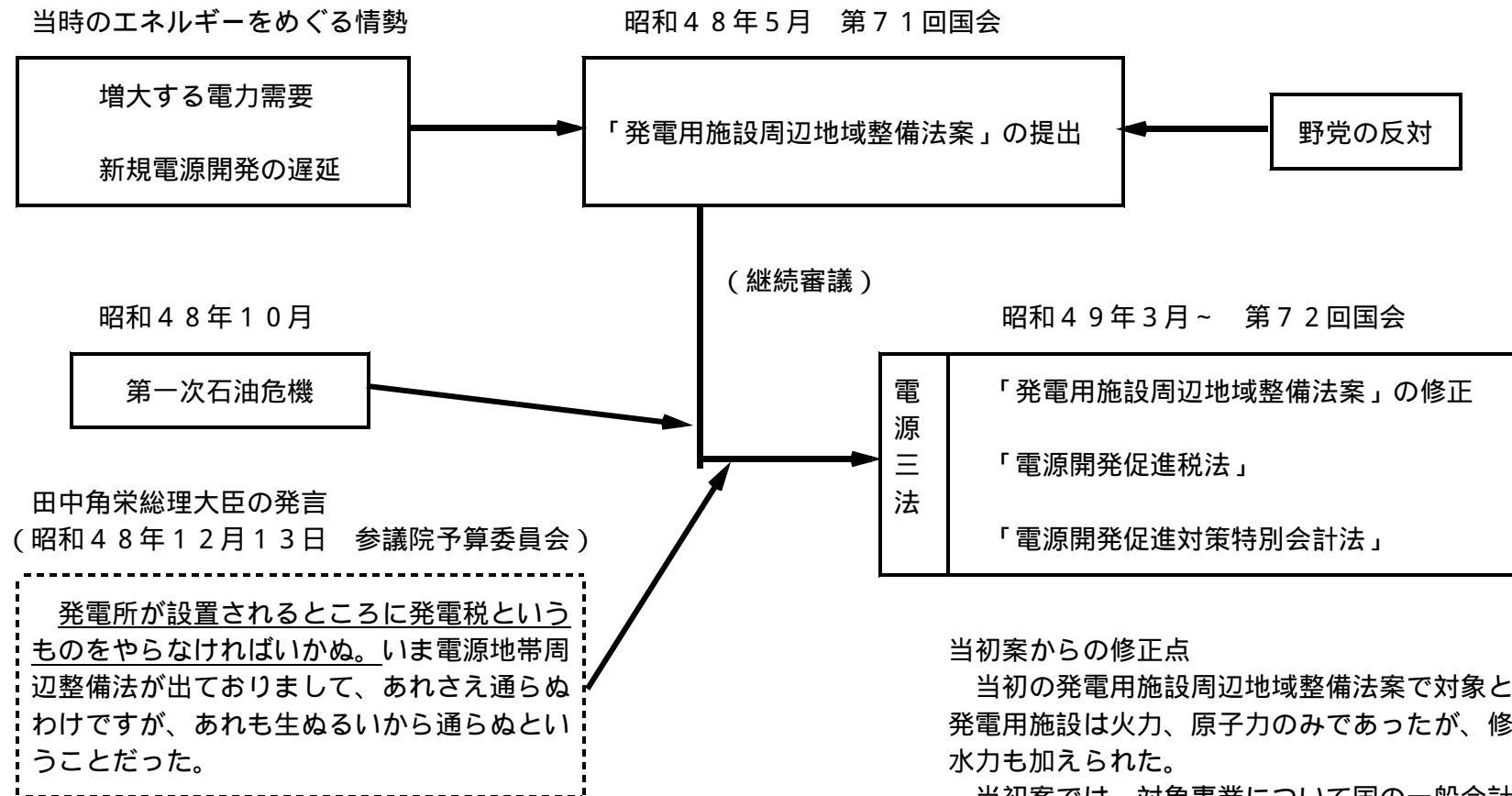
【発電用施設周辺地域整備法案の趣旨説明 中曽根康弘通産大臣（昭和48年5月8日 衆議院本会議）】

我が国の電力需要は、国民生活の向上と国民経済の発展に伴い、今後とも毎年10%程度の伸びが予想されています。他方、ここ数年、地元の同意が得られないため国の電源開発計画に組み入れられないものが増加しており、また、これに組み入れた後においても、地元住民の反対にあって建設に着工できない例も多々生ずるに至っております。このままの状態が続けば、数年後には電力不足が極めて深刻な問題となることが懸念されるところであります。

このような住民の反対の根底には、一つには環境保全の問題があることはご承知のとおりであり、発電所設置による公害を防止し、環境を保全するため、今後とも最大限の努力を払うことは言うまでもないところでありますが、立地難のもう一つの理由として、発電所等の立地による雇用機会の増加等による地元の振興に対する寄与が、他産業に比べて少ないということが大きな問題としてあげられると存じます。事実、発電所等の立地が予定されている地点の地方公共団体は、住民福祉の向上に資する各種の公共用施設の整備事業の推進を強く要望しております。

本法案は、このような状況を踏まえて、発電所等の立地を円滑化し、電気の安定供給の確保に資するため、発電所等の周辺地域において住民福祉の向上に必要な公共用施設の整備事業を推進するための措置を講じようとするものであります。

2 電源三法交付金制度について



当初案からの修正点

当初の発電用施設周辺地域整備法案で対象となっていた発電用施設は火力、原子力のみであったが、修正案では、水力も加えられた。

当初案では、対象事業について国の一般会計からの補助率の嵩上げ及び電気事業者の負担が規定されていたが、修正案ではこれらの規定は削除され、新たに創設する電源開発促進税を財源とする特別会計を設置し、交付金を交付することとした。

電源開発促進税は、一般電気事業者を納税義務者として、その販売電気に対して、1,000キロワット時について85円を課することとした。

2 電源三法交付金制度について

国会審議における主な発言

石油危機を契機とした法案の見直し

第71回国会に提出された発電用施設周辺地域整備法案は継続審議となったのち、大幅な修正が加えられて現在の「電源三法」が成立した。以下の二つの発言は、第一次石油危機が修正の大きな要因であったことを示している。

【中曽根康弘通産大臣（昭和49年5月15日 衆議院商工委員会）】

昨年来起こりました石油危機の情勢は、日本における電源開発の事情、特にその促進を図る必要性をさらに急増してきているように思います。そういう点から、今までよりも法案の内容を充実させまして関係周辺の市町村に対して恩恵がさらに多くなるように、そういう意味で、新しい税をつくったり特別会計をつくったり、あるいはその他の諸般の修正をした、これは電源開発をさらに充実させようという意味において行なったものでございます。

【山形資源エネルギー庁長官の発言要旨（昭和49年5月15日 衆議院商工委員会）】

昨年の石油危機の反省を含め、国産エネルギーである水力、地熱、準国産エネルギーである原子力発電、これらの活用を図っていく必要性がより一層増大した。前の第71回国会の提出案では水力等を対象としていなかったが、このような観点から、今回の修正案では電源開発の範囲を拡大し、この緊急事態や、今後の不測の事態等に対応する必要性を補充することとした。

2 電源三法交付金制度について

立法趣旨についての発言

以下の～は「電源三法」の立法趣旨に関する発言である。法案の趣旨説明で述べられている立法趣旨に加え、迷惑料としての三法交付金という側面も窺われる。

【田中角栄総理大臣の発言（昭和48年5月8日 衆議院本会議）】

大電力の消費地は大都会でございます。（略）自分が使う電力でないものを、大都会に送る電力のために、なぜ公害やその他のものに泣かなければならないかというところに、現地が承諾をしない大きな原因があるのでございます。

ですから、地元に恩恵が及ぶような施策を付加しなければならないことは言うを待たないのであります。（略）電源立地地帯の了解を得られるような施策を付加することによって発電を確保しなければならぬことは、申すまでもない重要なことでございます。

【森山欽司科学技術庁長官（昭和49年4月11日 衆議院本会議）】

（法案は札束で住民運動を圧殺しようとする卑劣なものではないかとの指摘に対して）

地元では、発電所から出る電力は都市に送られて、地元のために一向にならないという不満があります。また、原子力発電所は装置産業でありまして、雇用吸収力に乏しいので、雇用の面でも地元のメリットがない。そこで、今回の交付金は、これらの不満を解消するために、開発利益を地元に戻元しようとするものでありまして、地元の不満を口止めするために金をばらまくなんということは、全く考えていない・・・。

【中曽根康弘通産大臣（昭和49年5月15日 衆議院商工委員会）】

電源をつくるという場合に、ダムを造るとか、あるいは原子力発電所を造るとか、そういうところの住民の皆さんは、かなりの迷惑を実は受けておるところでございます。家を移転させるとか、あるいは公害の危険性が出てくるとか、そういうようないろいろな非難がございます。しかし、それで迷惑を受けて発電所が造られても、電気代が別に安いというわけではない。そういうような面から住民の皆さんに非常に迷惑もかけておるところであるので、そこで住民の皆さま方にある程度福祉を還元しなければバランスがとれない。また電源の開発も促進されない。そういうバランスの意味もありまして、今度の周辺整備法の上程にもなっているわけでございます。

2 電源三法交付金制度について

【中曽根康弘通産大臣（昭和49年5月15日 衆議院商工委員会）】

電源開発の遅滞というものは、一つは安全性に対する不安、もう一つは公害問題等がございますが、もう一つはやはり住民に魅力がないということがございます。あるいはダム建設をするにしても、住民は転居を命ぜられて、しかも電気料金が安くなるかといえば別に安くなるわけではなし、あるいは火力にしてもばい煙の問題その他が付近の住民には出てくる。そういう点を考えると、そういう協力しているにかかわらず他の都市の住民と同じような待遇を受けておる、やはりベネフィットを与えなければ電源開発は促進しない。そういう意味からも、今回はこういう法律をつくりまして、いままで遅くなっておったと思われるぐらいの住民に対するベネフィットの還元という点についてバランスを回復しよう、こういう意図も実はあるわけでございます。

その他

電源開発促進税の用途について、当初は電源の新規開発地点に対する措置にのみ税を充てるとしていたが、現在は既設の立地地点のみならず、新エネルギーの開発等にも用途が拡充されている。

【中曽根康弘通産大臣（昭和49年4月11日 衆議院本会議）】

（既設の発電所周辺地域にも特別の措置を講ずべきではないかとの質問に対して）
この（電源開発促進）税法は、開発のためのものがございますから、既設のものには及ぼさない。

2 電源三法交付金制度について

電源三法交付金制度の変遷

電源三法交付金制度については、税率引き上げなどの二度の法改正の他、政令の改正による各種交付金の追加、規則の改正による交付額の引き上げなどが行われている。

一回目の法改正（昭和55年：電源開発促進税法と電源開発促進対策特別会計法の改正）

（改正の内容）

- ・ 電源開発促進税の課税目的を拡充し、石油代替エネルギーの発電のための利用促進にも充てることとする。
- ・ 税率を千キロワット時につき85円から300円に引き上げる。
- ・ 電源開発促進対策特別会計を、従来からの「電源立地勘定」と、新たに設ける電源多様化対策に関する経理を行うための「電源多様化勘定」とに区分する。増額分の215円については、「電源多様化勘定」に繰り入れる。
- ・ 電源多様化対策とは、石油代替エネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の措置で、新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資及び補助、核燃料サイクル開発機構に対する出資、発電施設等の設置または改造に係る補助、発電施設等の設置または改造を促進するための技術開発に係る補助等をいう。

（改正の理由）

【竹下登大蔵大臣（昭和55年3月28日 衆議院本会議）】

石油依存度が極めて高い我が国においてエネルギーの安定供給を確保するためには、石油代替エネルギーの開発及び導入を図ることが緊急な課題であります。このため、各種の施策を総合的かつ計画的に講じていくことが必要であります。その円滑な推進を期するには、これに要する資金を長期にわたって安定的に確保していくことが不可欠であります。

政府としては、その具体的方策の一環として、石油代替エネルギーの発電のための利用促進に要する費用については、これによる受益関係等を考慮して、電源開発促進税をもって充てることといたしました。

2 電源三法交付金制度について

【竹下登大蔵大臣（昭和55年3月28日 衆議院本会議）】

石油代替エネルギーの開発利用という観点に立ちまして、電源の多様化を促進することといたしましたが、これらの施策につきましては、まず、今後中長期的に膨大な財源が必要であると見込まれますが、いまの厳しい財政事情のもとで、すべて一般財源でもって措置するということはとうてい困難であると思われるところであります。電気の安定供給を確保することを通じまして一般電気事業者に受益関係がありますということからいたしますと、これらの対策に要します財源は、電源開発促進税の引き上げによって措置することが必要であると考えたものであります。

二回目の法改正（昭和58年：電源開発促進税法の改正）

（改正の内容）

- ・税率を千キロワット時につき300円から445円に引き上げる。
- ・増額分の145円のうち75円を「電源立地勘定」に、70円を「電源多様化勘定」に繰り入れる。
（電源立地勘定 85円 160円 電源多様化勘定 215円 285円）

現在は、電源立地勘定が190円、電源多様化勘定が255円となっている。

（改正の理由）

【川崎弘資源エネルギー庁次長の発言要旨（昭和58年5月12日 参議院大蔵委員会）】

電源立地勘定については、昭和56年度に電源立地特別交付金といった新規の交付金制度を創設した結果、支出が増加し剰余金が急減した。また中長期的に、原子力発電所の立地に伴う交付金の増加が見込まれる。そのため歳入不足が見込まれる事態となった。

電源多様化勘定については、昭和55年の税率引き上げの際に需要見通しを立てたが、景気の停滞、産業構造の変化、省エネルギーの進展に伴う電力需要の伸び悩みにより、歳入が不足することとなった。

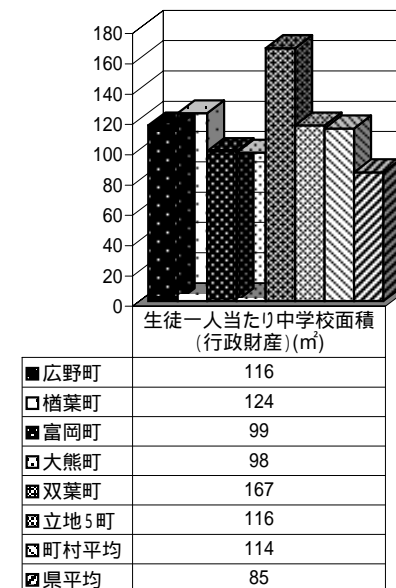
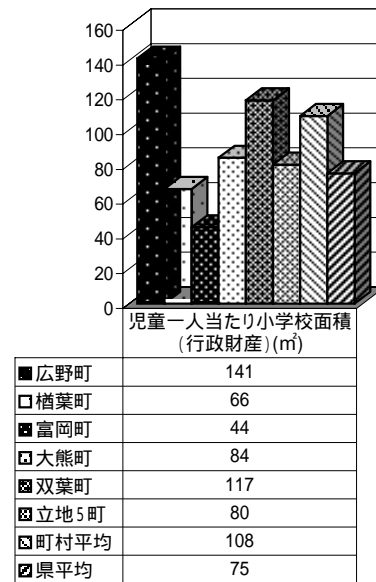
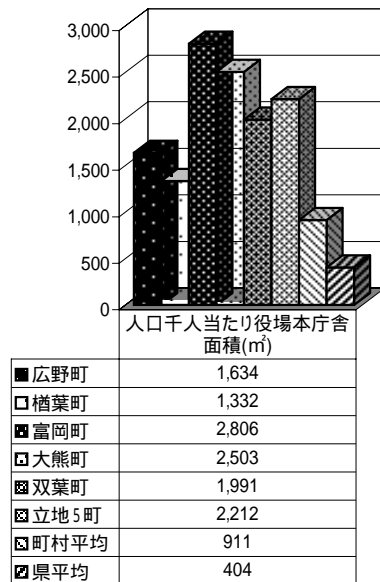
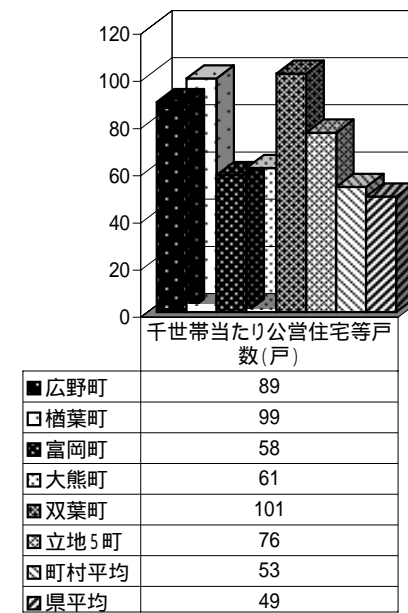
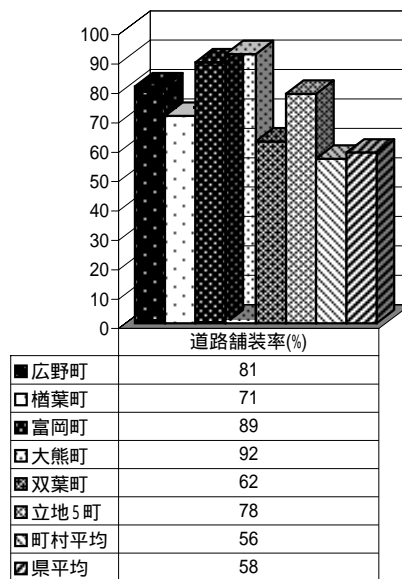
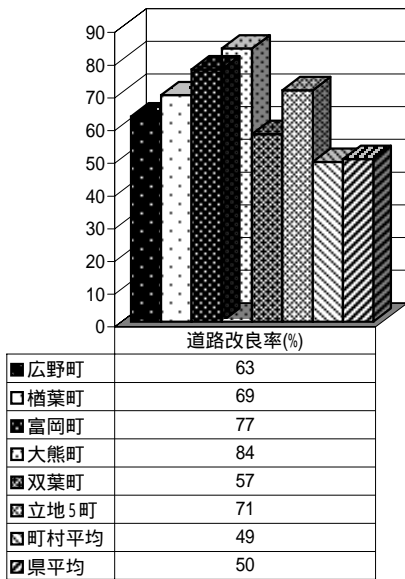
2 電源三法交付金制度について

年表 電源三法交付金制度の主な変更事項

年度	主な変更事項
S 4 9	・「 電源三法 」公布、施行
S 5 3	・電源立地促進対策交付金交付規則の改正 (基準単価の引き上げ、最低補償額の引き上げ)
S 5 5	・ 電源開発促進税法の改正 (税率引き上げ) ・ 電源開発促進対策特別会計法の改正 (電源多様化勘定の追加等) ・電源立地促進対策交付金交付規則の改正 (基準単価の引き上げ、交付対象範囲の拡大等) ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の創設
S 5 6	・電源開発促進対策特別会計法施行令の改正 (電力移出県等交付金、水力発電施設等周辺地域交付金、原子力発電施設等周辺地域交付金の追加)
S 5 7	・ 電源開発促進税法の改正 (税率引き上げ) ・電源立地促進対策交付金交付規則の改正 (基金造成費の追加、最低保証額の引き上げ等)
S 5 8	・電力移出県等交付金交付規則の改正 (交付限度額の引き上げ)
S 6 0	・電源開発促進対策特別会計法施行令の改正 (電源地域産業育成支援補助金の追加)

年度	主な変更事項
S 6 3	・電力移出県等交付金交付規則の改正 (交付限度額の引き上げ)
H 元	・電力移出県等交付金交付規則の改正 (交付金算定の基礎となる移出電力量の算出方法の見直し 原発の発生電力量を2割増にカウント)
H 3	・電源立地促進対策交付金交付規則の改正 (交付単価の引き上げ)
H 6	・電力移出県等交付金交付規則の改正 (交付限度額の引き上げ)
H 7	・電力移出県等交付金交付規則の改正 (交付限度額の引き上げ)
H 9	・電源開発促進対策特別会計法施行令の改正 (原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金の追加)
H 1 1	・電源開発促進対策特別会計法施行令の改正 (原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金の追加) ・電力移出県等交付金交付規則の改正 (交付限度額の引き上げ)
H 1 2	・電力移出県等交付金交付規則の改正 (「市町村枠」の創設)

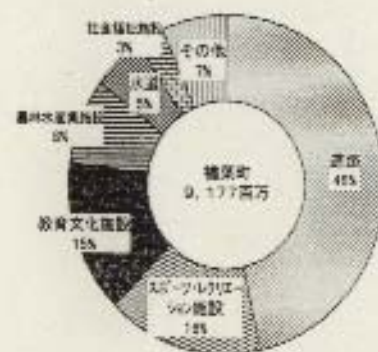
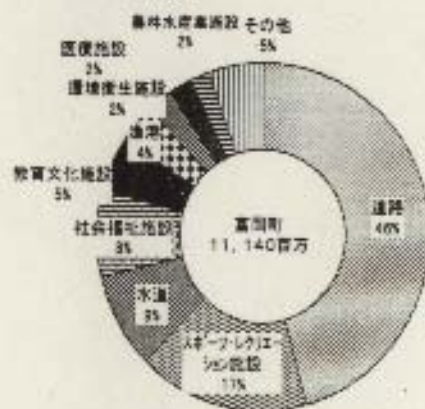
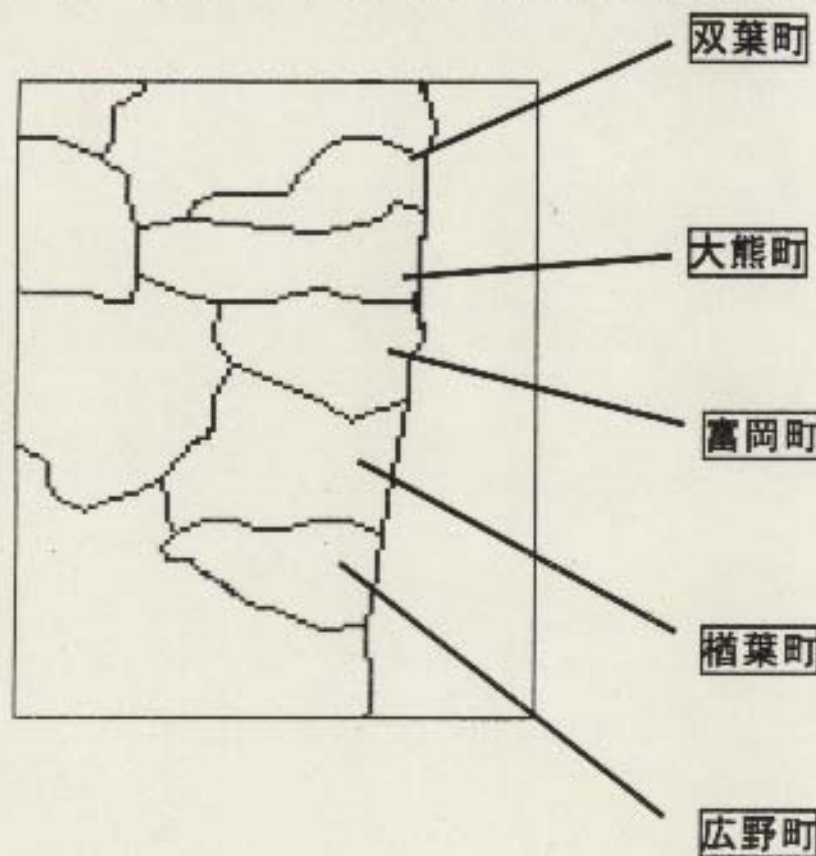
2 電源三法交付金制度について 立地5町における公共施設の整備状況(平成12年度末現在)



【作成:福島県エネルギー政策検討会】
【出所:市町村財政年報(数値をもとに作成)】

2 電源三法交付金制度について

○ 立地5町における電源立地促進対策交付金の使用実績（昭和49年度～平成12年度）



	道庁	漁港	都市公園	水道	通信施設	スキーリゾート施設	環境衛生施設	教育文化施設	医療施設	社会福祉施設	消防施設	国土保安施設	交通安全施設	農林水産施設	観光施設	新工業施設	臨時補償特別基金	合計
広野町	2,239			129	54	1,157		304	540	220	68	10		401	928		200	6,052
楢葉町	4,294			497	87	1,448	117	1,982		259	138			725		64	200	9,177
富岡町	5,075	400	27	976	176	1,856	257	570	271	921	166			208	1		200	11,140
大熊町	1,194			354	113	659	22	10			63			98				2,637
双葉町	1,595			484	52	113	77	402		59	21			213			200	3,322
合計	14,492	400	27	2,431	481	5,208	473	2,673	811	1,460	489	10		1,548	930	64	847	52,331

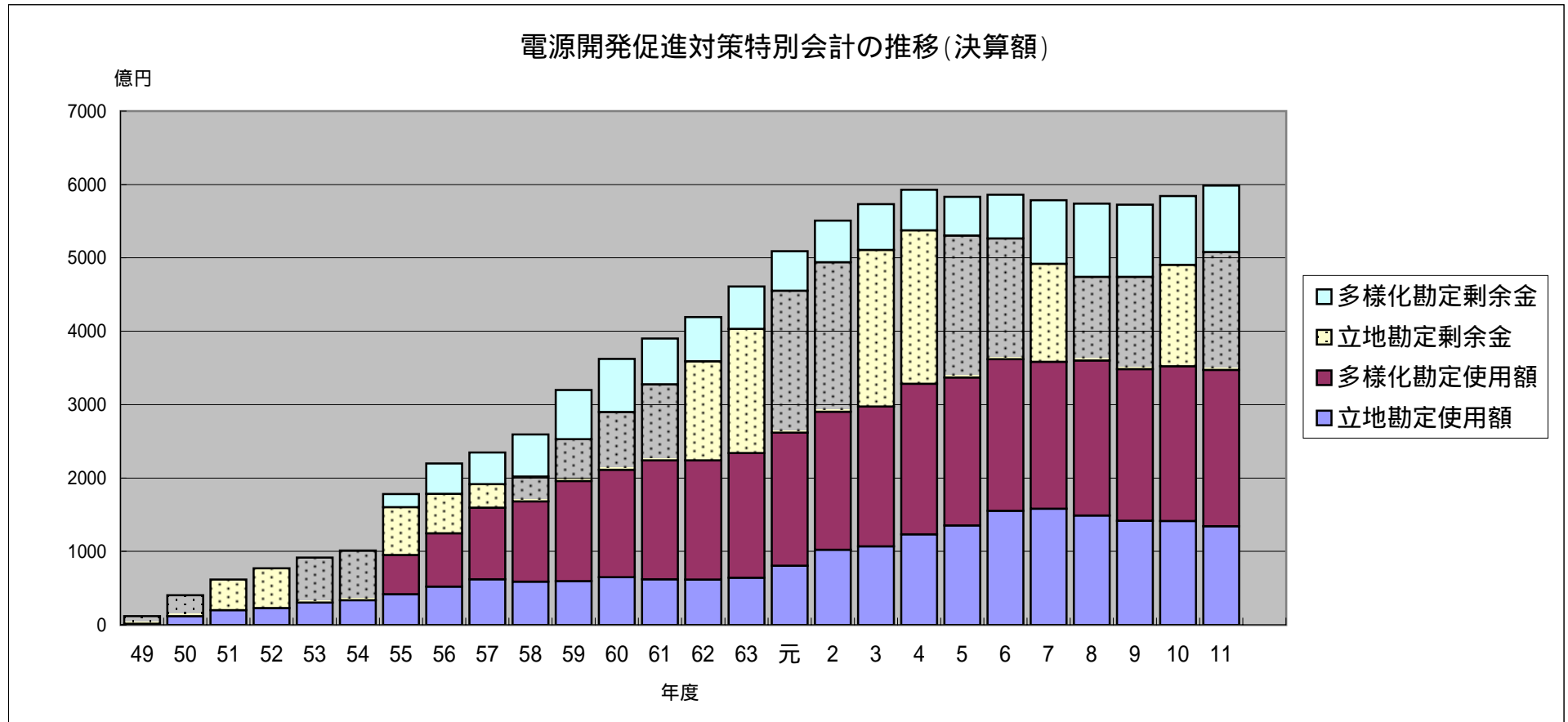
(単位:百万円)

(昭和49年度から平成12年度までの使用実績)

【作成：福島県エネルギー政策検討会】

【出所：福島県地域振興課作成「県内の電源立地促進対策交付金等に関する資料」】

2 電源三法交付金制度について



(単位:億円)

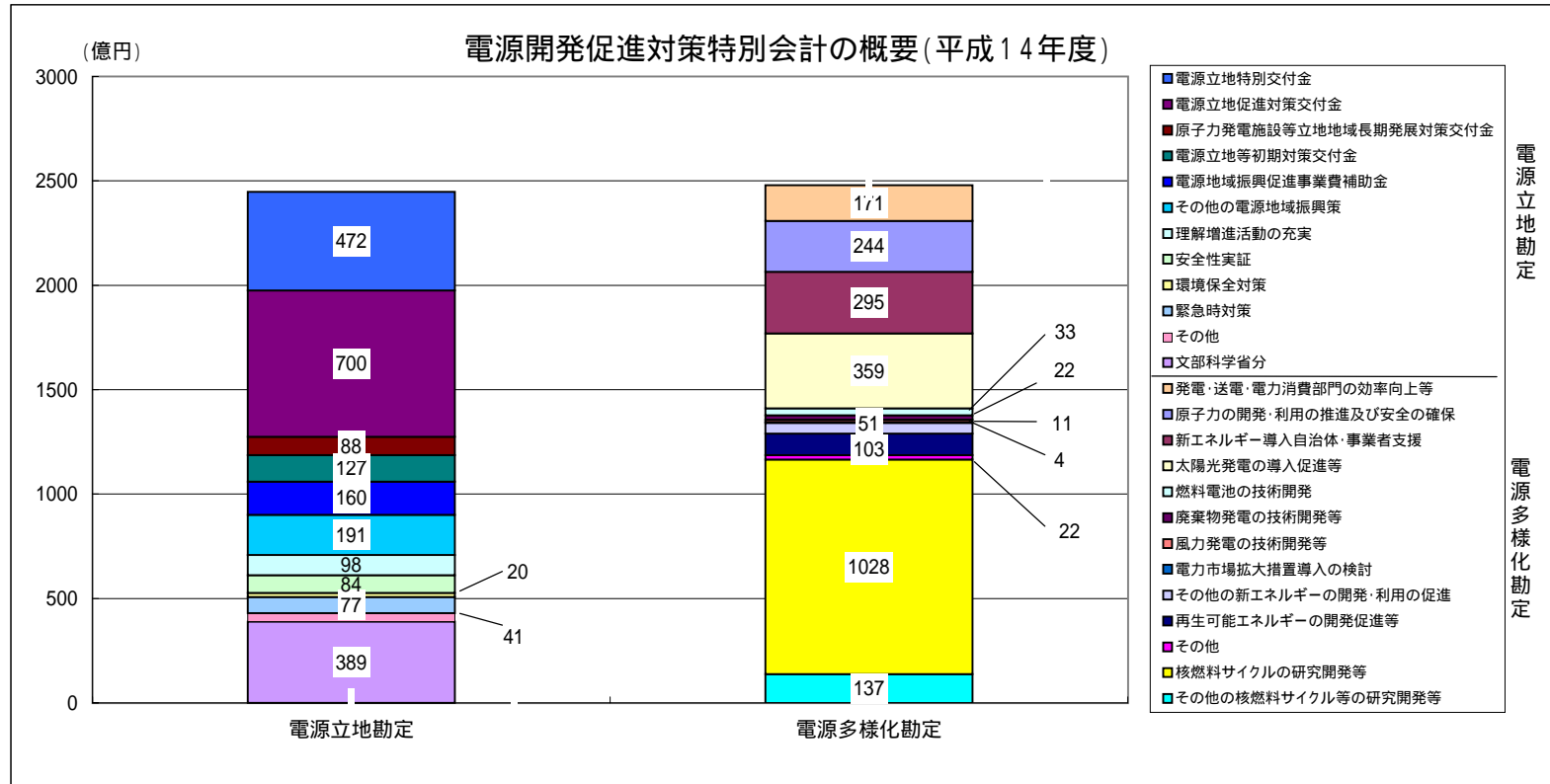
年度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
立地使用額	14	118	200	227	303	334	416	519	621	589	594	647	619	615	640
立地勘定剰余金	102	286	417	542	614	677	654	536	320	337	571	787	1,035	1,349	1,692
多様化使用額							534	728	976	1,093	1,365	1,465	1,622	1,627	1,701
多様化勘定剰余金							178	415	429	573	669	725	625	603	577

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立地使用額	805	1,024	1,069	1,233	1,352	1,552	1,580	1,488	1,418	1,413	1,342
立地勘定剰余金	1,933	2,037	2,132	2,090	1,934	1,644	1,336	1,138	1,258	1,384	1,605
多様化使用額	1,813	1,881	1,907	2,052	2,019	2,069	2,002	2,115	2,066	2,110	2,133
多様化勘定剰余金	539	567	623	552	528	596	869	997	983	934	903

(多様化勘定は昭和55年度に設置)

【作成 福島県エネルギー政策検討会】
【出所 財務省決算統計】

2 電源三法交付金制度について



(単位:億円)

項目	電源立地勘定	割合
電源立地特別交付金	472	19.3%
電源立地促進対策交付金	700	28.6%
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金	88	3.6%
電源立地等初期対策交付金	127	5.2%
電源地域振興促進事業費補助金	160	6.5%
その他の電源地域振興策	191	7.8%
理解増進活動の充実	98	4.0%
安全性実証	84	3.4%
環境保全対策	20	0.8%
緊急時対策	77	3.1%
その他	41	1.7%
文部科学省分	389	15.9%
合計	2,446	100%

計数は単位未満四捨五入のため不符合あり。

(単位:億円)

項目	電源多様化勘定	割合
発電・送電・電力消費部門の効率向上等	171	6.9%
原子力の開発・利用の推進及び安全の確保	244	9.8%
新エネルギー導入自治体・事業者支援	295	11.9%
太陽光発電の導入促進等	359	14.5%
燃料電池の技術開発	33	1.3%
廃棄物発電の技術開発等	22	0.9%
風力発電の技術開発等	11	0.4%
電力市場拡大措置導入の検討	4	0.2%
その他の新エネルギーの開発・利用の促進	51	2.1%
再生可能エネルギーの開発促進等	103	4.2%
その他	22	0.9%
核燃料サイクルの研究開発等 (核燃料サイクル開発機構出資金・補助金)	1,028	41.4%
その他の核燃料サイクル等の研究開発等	137	5.5%
合計	2,481	100%

【作成:福島県エネルギー政策検討会】
【出所:資源エネルギー庁ホームページより】

2 電源三法交付金制度について

電源三法交付金制度を巡る検討会講師の意見

【第5回講師 佐和隆光京都大学経済研究所所長】

・電源三法があって、地域に対して経済的なメリットを与えることによって同意してもらおうというやり方がとられてきたがそれは日本が豊かになる前の話。ここまで豊かになって、全国津々浦々道路もでき、必要と思われる施設がだいたい整っている時代に、電源三法で立地を押し進めるのは非常に難しくなっている。今後、新たに立地させようとする場所で住民投票が行われれば、ノーの可能性が100%確実と言っても言い過ぎではないくらい。つまりお金がそれほどインセンティブにはならなくなっている。お金にかわるインセンティブとして、産業立地、産業誘致というメリットは、ということで、企業の電力料金を標準より安くしたらと言ったりもする。何らかの形で、これまでの電源三法で担保されているようなメリット以外のメリットを何か考える必要がある。

【第8回講師 吉岡 斉九州大学大学院教授】

・電源三法というのが、1974年にできたが、これはどうも時代遅れだと私は思う。これは、原発立地を中心とした電源立地を促進するための手段であったはずだが、促進効果は全然ないとは言わないが、ほとんど無いと言わざるを得ない。制度ができてから、新規立地がなったというところごく僅かだというのがその理由だ。

・一般的には、発電所を建て、迷惑を被るといふならばそれに対するペナルティーは、そういう電源を選んだ発電事業者が負ってしかるべき。どんな選択もできるわけだから、なぜ原発を選ぶのか。それに対して国が支援するというのは、あまり正当な理由は見つけにくいのではないか。

・電源三法の問題は、迷惑度が一番大きいものに、つまり原発に、優先してお金をつけて、しかも消費者のお金から出ていく。だから、消費者の方は迷惑に荷担しているわけである。これはまずいんじゃないだろうか。

2 電源三法交付金制度について

電源三法交付金制度を巡る学識者の意見

【第9回講師 山地憲治東京大学大学院教授 編 原子力未来研究所 著「どうする日本の原子力」1998年】

- ・電源三法制度は、電源三法制度成立後に新規に開発された原子力発電所立地点がないことから判断すると、原子力の新規立地点発掘には有効な制度ではない。
- ・電源三法は、本来意図していた新規立地点の開拓という効果が現れていないことに加えて、その用途を見ると、本制度の趣旨に照らして必要性が疑わしいものも散見されるなど、電促税自体の存在意義が問われ始めている。
- ・規制緩和に伴い活発化しつつあるIPP（独立電気事業者）の発電所立地には交付金が地元におらず、地域間の不公平性の問題も表面化してきた。

【清水修二福島大学教授 「原発を誘致する側の論理」1988年】

- ・電源三法の立法趣旨自体が、原発立地の開発効果の限界を率直に表明していることに注意すべきである。通産省資源エネルギー庁の委託で作られた立地促進のパンフレットには、次のように書かれている。
「原子力発電所のできる地元の人たちにとっては、他の工場立地などと比べると、地元に対する雇用効果が少ない等あまり直接的にメリットをもたらすものではありません。そこで電源立地によって得られた国民経済的利益を地元還元しなければなりません。この趣旨でいわゆる電源三法が作られました。」（日本立地センター「原子力 みんなの質問箱」）
- ・原発立地の地域開発効果の第一に電源三法交付金の挙げられることが多いが、これは全く転倒した理解である。三法交付金は、原発が地域開発効果を持たないことに対する補償措置以外のなにものでもないのである。

【清水修二福島大学教授 「電源立地促進財政の地域的展開」1992年】

- ・農村過疎地域にとって相対的には相当多数の労働力を吸収する発電所が、それ自体産業連関的波及効果をもっていないために地域産業の多様化に結びつかず、そこに一種の「モノカルチャー的地域産業構造」が形成されてしまう。いわゆる企業城下町現象である。廃炉後に新增設を行わなければ、大型工場閉鎖や鉱山の閉山に見舞われた企業城下町と同様の深刻な地域問題がかなりの確率で発生する可能性がある。

2 電源三法交付金制度について

電源三法成立後に計画が決定された原子力発電所の状況

現在国内で運転中の原子力発電所は52基（認可出力の合計は4,574.2万キロワット）で、このうち電源三法が施行された昭和49年10月以降に、電源開発調整審議会の決定を受けて電源開発基本計画に組み入れられたものは37基（3,875万キロワット）である。その内訳は、運転中28基（2,767.3万キロワット）、建設中3基（383.3万キロワット）、着工準備中6基（723.9万キロワット）となっている。

このうち、電源三法施行後に初号機（下表の網掛け部分）の計画発表、誘致決議等がなされた地点は、大間及び上関の2地点のみである。

電調審決定年	発電所名	所在地	出力 (万kW)	着工年	運転開始	計画発表、誘致決議等の時期
昭和50年	福島第二-2	福島県	110.0	昭和54年1月	昭和59年2月	
	伊方-2	愛媛県	56.6	昭和52年12月	昭和57年3月	
昭和51年	川内-1	鹿児島県	89.0	昭和53年11月	昭和59年7月	昭和39年 川内市議会の誘致決議 (九州電力㈱ホームページより)
昭和52年	福島第二-3	福島県	110.0	昭和55年11月	昭和60年6月	
昭和53年	高浜-3	福井県	87.0	昭和55年11月	昭和60年1月	
	高浜-4	福井県	87.0	昭和55年11月	昭和60年6月	
	福島第二-4	福島県	110.0	昭和55年11月	昭和62年8月	
	川内-2	鹿児島県	89.0	昭和58年3月	昭和60年11月	
	浜岡-3	静岡県	110.0	昭和57年6月	昭和62年8月	
	敦賀-2	福井県	116.0	昭和57年3月	昭和62年2月	
昭和56年	柏崎刈羽-2	新潟県	110.0	昭和58年8月	平成2年9月	
	柏崎刈羽-5	新潟県	110.0	昭和58年8月	平成2年4月	
	島根-2	島根県	82.0	昭和59年2月	平成元年2月	
	巻-1	新潟県	82.5	平成18年度(予定)	平成24年度(予定)	昭和46年 事業者が立地計画を発表 (新潟県ホームページより)
昭和57年	泊-1	北海道	57.9	昭和59年8月	平成元年6月	昭和44年 道、国、事業者の協議で建設予定地決定 (泊村ホームページより)
	泊-2	北海道	57.9	昭和59年8月	平成3年4月	
	玄海-3	佐賀県	118.0	昭和60年3月	平成6年3月	
昭和57年	玄海-4	佐賀県	118.0	昭和60年3月	平成9年7月	
昭和58年	伊方-3	愛媛県	89.0	昭和61年8月	平成6年12月	

2 電源三法交付金制度について

電調審決定年	発電所名	所在地	出力 (万kW)	着工年	運転開始	計画発表、誘致決議等の時期
昭和60年	大飯 - 3	福井県	118.0	昭和62年3月	平成3年12月	
	大飯 - 4	福井県	118.0	昭和62年3月	平成5年2月	
	柏崎刈羽 - 3	新潟県	110.0	昭和62年6月	平成5年8月	
	柏崎刈羽 - 4	新潟県	110.0	昭和62年6月	平成6年8月	
昭和61年	浜岡 - 4	静岡県	113.7	昭和63年10月	平成5年9月	
	志賀 - 1	石川県	54.0	昭和63年11月	平成5年7月	昭和42年 事業者が建設予定地公表 (石川県資料より)
昭和62年	女川 - 2	宮城県	82.5	平成元年6月	平成7年7月	
昭和63年	柏崎刈羽 - 6	新潟県	135.6	平成3年8月	平成8年11月	
	柏崎刈羽 - 7	新潟県	135.6	平成3年8月	平成9年7月	
平成6年	女川 - 3	宮城県	82.5	平成8年9月	平成14年1月	
平成8年	東通 - 1	青森県	110.0	平成12年12月	平成17年7月(予定)	昭和40年 東通村議会の誘致決議 (青森県ホームページより)
平成9年	浜岡 - 5	静岡県	138.0	平成11年3月	平成17年1月(予定)	
	志賀 - 2	石川県	135.8	平成11年8月	平成18年3月(予定)	
平成11年	大間	青森県	138.3	平成16年3月(予定)	平成21年7月(予定)	昭和59年 大間町議会の誘致決議 (青森県ホームページより)
平成12年	島根 - 3	島根県	137.3	平成15年3月(予定)	平成22年3月(予定)	
	泊 - 3	北海道	91.2	平成15年4月(予定)	平成20年12月(予定)	
平成13年	上関 - 1	山口県	137.3	平成19年度(予定)	平成24年度(予定)	昭和60年 上関町議会の誘致決議 (中国電力㈱ホームページより)
	上関 - 2	山口県	137.3	平成22年度(予定)	平成27年度(予定)	
運転中	28基		2,767.3			
建設中	3基		383.8			
着工準備中	6基		723.9			
計	37基		3,875.0			

(注) 着工及び運転開始予定時期は、平成14年度電力供給計画による。

3 電源立地地域と発電所について

電源立地地域における発電所の影響

電源立地地域に見られる主な特徴（第14回検討会資料コメントから抜粋）

- ・ 県内町村人口が一貫して減少している中で、富岡、大熊両町の人口は発電所建設が開始されて以来、急激な増加傾向を示している。
- ・ 第2次産業に占める建設業就業者の割合は、立地5町は県内町村値に比べ高い割合となっている。
- ・ 福島第一、第二、広野の各発電所合計で、毎年1万人以上の雇用がある。
- ・ 全県的に財政規模が増大している中で、立地5町は発電所の立地以降、急激な規模の増大を示した後、現在も増加傾向にある。



地域社会や自治体財政に対する発電所の大きな影響力

発電所は地域にいつまであるのか？（原子力発電所を例にとると）

【原子力発電所の寿命について】

・「確実な文献を調べてみると、原子炉の軽水炉の設計寿命というのは、40年である。40年で設備利用率を80%、エフェクティブな運転時間32年を目標にしている。ただ設計寿命が40年だからと言って40年でバタッと使えなくなってしまうほど単純なものではない。工学的なものは一般的にそうだが、相当大きな安全余裕度をもって設計されている。」（第13回検討会講師 桜井淳物理学者・技術評論家）

・「1つ1つの部品では、物理現象としての寿命がある。しかし、その集合体である設備になると、物理寿命はなくなる。物理寿命がない大型の設備に対して、どういう点で寿命を考えていくか。おそらくそれは経済寿命で考えたらいいだろうと思う。経済寿命というのは、代替の方法とコスト競争に負けることだと理解すればよい。」（第15回検討会講師 朝田泰英東京大学名誉教授）

・「原子力発電所は、定期的に原子炉を停止して定期検査を実施している。また、電力会社もさらに広範な保全活動を実施している。これらの活動を行うことによって原子力発電所は今後とも安全に運転することは可能である。しかし、原子力発電所をいつまで運転するかについては、技術的な面でなく、経済性を含めた総合的な観点から判断されることになる。」（資源エネルギー庁パンフレット）

3 電源立地地域と発電所について

・「米国の原子力発電所の場合、“寿命”は、運転認可制度によって定められている。この制度は、電力会社からの申請に基づき、米国原子力委員会（NRC）が一定年数の運転を許可するもので、当初、運転認可年数は40年とされていたが、その後、安全性審査の上、20年間の延長が認められ、現在60年間の運転を認められている原子力発電所もある。」（資源エネルギー庁HP他）

・「日本原電は、敦賀原発1号機（福井県 1970年運転）を、2010年に廃炉とする方針を決定した。商業用軽水炉型の発電施設として国内初であり、運転開始から40年で操業が停止となる。」（2002年5月22日新聞報道より）



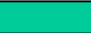

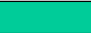


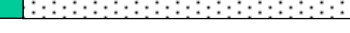



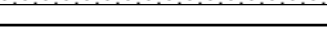

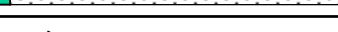

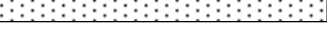

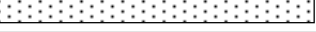

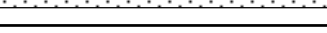


【原子力発電所の廃止措置の完了期限について】

・「（発電所の）廃止措置に係る工事は建設工事と異なり、その後の費用回収が見込めないものである。また、原子炉施設を無期限に放置しておくことにより、放射性物質の施設外への拡散防止機能、遮へい機能の低下等の設備の老朽化による危険も予想される。（略）具体的な完了期限については、30年程度を一応の目途とする。」

（「実用発電用原子炉施設の廃止措置に係る安全確保及び安全規制の考え方について」 総合資源エネルギー調査会 平成13年8月）

3 電源立地地域と発電所について

福島県内の原子力発電所(仮に運転開始から操業停止までを40年、廃止措置を30年とした場合)

発電所施設名	出力等	所在地	運転開始年月日	操業停止の時期 () 及び廃止措置期間 ()	操業停止後の残存出力数(認可出力)
福島第一原子力発電所	1号機 46.0万KW	大熊町	1971年 3月26日	2011年頃  	863.6万KW
	2号機 78.4万KW		1974年 7月18日	2014年頃  	785.2万KW
	3号機 78.4万KW		1976年 3月27日	2016年頃  	706.8万KW
	4号機 78.4万KW		1978年 10月12日	2018年頃  	628.4万KW
	5号機 78.4万KW	双葉町	1978年 4月18日	2018年頃  	550.0万KW
	6号機 110.0万KW		1979年 10月24日	2019年頃  	440.0万KW
福島第二原子力発電所	1号機 110.0万KW	楢葉町	1982年 4月20日	2022年頃  	330.0万KW
	2号機 110.0万KW		1984年 2月3日	2024年頃  	220.0万KW
	3号機 110.0万KW	富岡町	1985年 6月21日	2025年頃  	110.0万KW
	4号機 110.0万KW		1987年 8月25日	2027年頃  	0.0万KW

【作成:福島県エネルギー政策検討会】

3 電源立地地域と発電所について

参考 発電所の廃止（廃炉）について

1 原子力発電所を廃止した場合の費用と廃棄物等について

出力等	解体撤去費用	廃棄物処分費用	廃棄物
BWR型（沸騰水型原子炉） 110万kW	300億円 ¹	178億円 ²	・解体廃棄物の総量は約50～55万tで、うち9割以上が放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物とされている。 ・低レベル放射性廃棄物は、1万t前後とされ、含まれる放射性廃棄物の濃度に応じて3区分に処理処分される。 ²

1 総合エネルギー調査会原子力部会の報告書「商業用原子力発電施設の廃止措置のあり方について」（昭和60年7月）平成8年の同調査会の報告書では約400億円と上方修正されている。

2 同調査会原子力部会中間報告「商業用原子力発電施設解体廃棄物の処理処分に向けて」（平成11年5月）

2 原子力発電施設解体引当金制度の概要

	根拠法令	積立開始	引当金残高	備考
原子力発電施設解体引当金	・電気事業法第35条に基づく引当金 ・原子力発電施設解体引当金に関する省令	昭和63年	約9,477億円 (電気事業者10社計、H12末) ¹	・解体開始時解体費用に応じて取り崩す ・「原子力発電施設解体引当金」として内部留保されている。

1 積立額 = (総見積額の90% × 累積発電電力量 ÷ 想定発電電力量(注)) - 前年度残高

(注) 想定発電電力量 = 認可出力 × 40年 × 365日 × 24時間 × 設備利用率(75%) (衆議院調査局 平成14年)

3 廃炉措置の課題について

- (1) 大量の放射性廃棄物の発生とその処理
- (2) 解体撤去費用の的確な見積りと必要経費の準備
- (3) 放射性廃棄物処理基準・関係法令の整備
- (4) 作業の一層の効率化を目指した技術の研究開発
- (5) 撤去作業の長期化
- (6) 跡地利用
- (7) 廃炉措置の決定プロセス

4 地域への影響について

- (1) 自治体財政へ影響（大幅な歳入の減少）
- (2) 雇用機会の喪失のおそれ
- (3) 人口流出のおそれ等

3 電源立地地域と発電所について

事例検証

国策による特定産業の推進と立地地域の変化 ~ 国の石炭政策の流れ ~

戦後の復興を進めるための石炭産業重視
第2次石炭政策の基本方針(昭和40~42年)
「重要な国産エネルギーたる石炭を確保」



国内炭を確保する政策の見直し(石炭産業保護から閉山対策へのシフト)
第4次石炭政策の基本方針(昭和44~48年)
「石炭企業は再建に努力する反面、維持・再建困難となる場合には進退を決すべき」



国内石炭政策の最終段階
第8次石炭政策の基本方針(昭和62~平成3年)
「国内炭の役割は変化、段階的縮小はやむをえない」

政策転換の背景

- ・ エネルギー革命~石油への転換(昭和37年 石油輸入自由化)
- ・ 廉価な輸入石炭との競争
- ・ 国内石炭産業をめぐる諸問題(経営悪化、炭鉱ストライキなど)

3 電源立地地域と発電所について

ある炭鉱都市（A市）の例

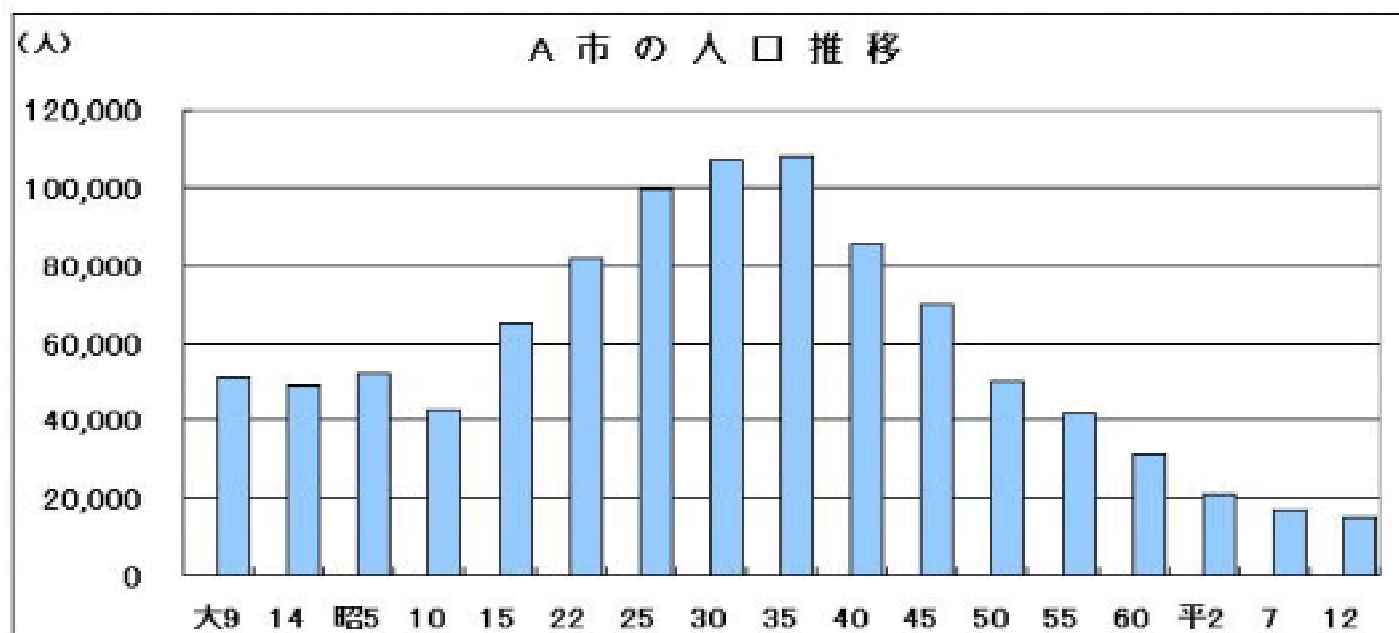
以下は、石炭産業の衰退により大きな影響を受けたある都市の例である。炭鉱の最盛期から約40年で、地域の状況は激変している。

人口の激減

- ・人口は最盛期の15%以下に減少している。

約10万8千人（S35） 約1万5千人（H12）

全国の市で人口が少ない下位の4市は、いずれも元炭鉱都市である。



【作成：福島県エネルギー政策検討会】

【出所：国勢調査】

3 電源立地地域と発電所について

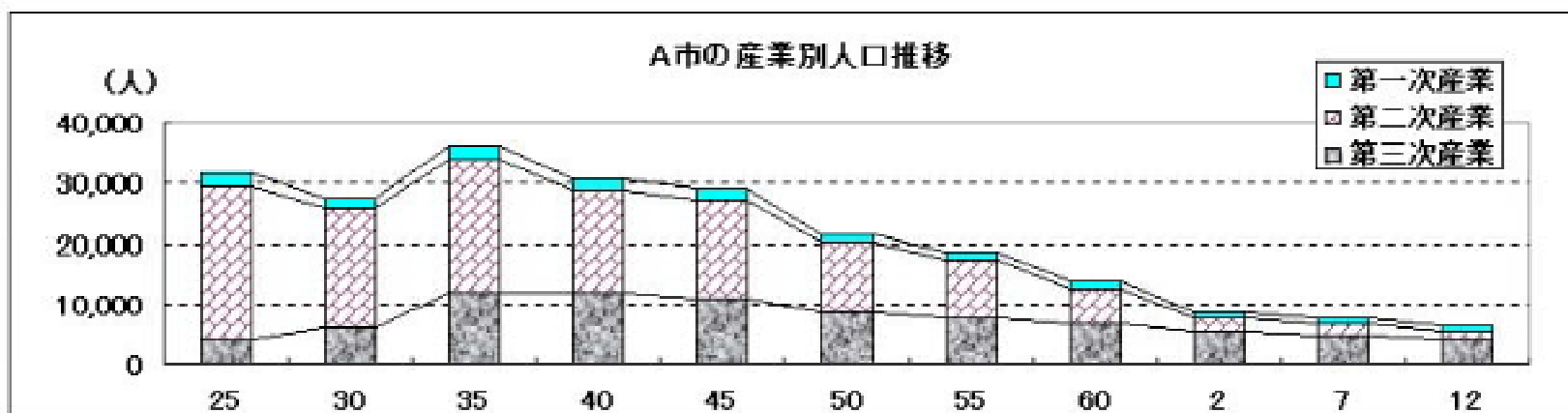
産業構造の変化

- ・ 鉱業の就業人口の推移

昭和25年：約22,000人 昭和35年：約17,500人 平成12年：10人以下

- ・ 第2次産業就業者及びその中に占める鉱業就業者の割合の推移（カッコ内が鉱業就業者の割合）

昭和25年：79.0%（68.4%） 昭和35年：61.1%（48.4%） 平成12年：24.0%（0.1%）



【作成：福島県エネルギー政策検討会】
【出所：国勢調査】